

令和2年度

栗石町環境報告書



令和4年3月

栗石町

目次

第1節 雫石町の概要	2
1. 自然の状況.....	2
2. 社会環境の状況.....	2
第2節 雫石町環境基本計画の概要	3
1. 策定の背景と目的.....	3
2. 基本理念.....	3
3. 計画の期間.....	3
4. 望ましい環境像.....	4
5. 環境目標.....	4
6. 施策体系.....	5
7. 環境配慮指針.....	7
第3節 基本目標の現況と取り組みの状況	8
基本目標1 健康で安全に暮らせるまちをめざして（生活環境の保全）.....	8
基本目標2 豊かな自然と共に生きるまちをめざして（自然環境の保全）.....	13
基本目標3 うるおいのあるまちをめざして（快適環境の保全と創造）.....	17
基本目標4 環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築）.....	21
基本目標5 環境への意識の高いまちをめざして（環境保全への取り組み）.....	28
第4節 総括	31

第1節 雫石町の概要

1. 自然の状況

(1) 位置、気象等

本町は、岩手県の県都盛岡市の西方約16kmに位置し、面積609.01m²の町です。

気候は、盆地の影響により、寒暖の差が激しい典型的な内陸性の気候で、気候区分では冷温帯に属します。年平均気温が9.8℃と低く、年間降水量の平均は約1,520mmとなっています。

(2) 土地の利用

本町の令和2年における土地利用状況は、固定資産概要調書によると、総面積608.82km²のうち山林が71.2%を占め最も多く、次いで農用地（田・畑）9.8%、雑種地1.4%、原野1.4%、宅地1.1%となっています。

2. 社会環境の状況

(1) 人口

本町の人口は、住民基本台帳によると平成11年11月に20,001人に達して以降、減少の一途をたどっており、令和3年3月末で15,968人まで減少しています。

また、65歳以上の高齢者人口の割合は年々高くなっており、令和3年3月末で38.23%に達しています。

一世帯あたり人員は、平成22年度には3人を割り込み、令和2年度では、2.51人となっています。一方、世帯数については、緩やかな増加傾向にあり、単身世帯や核家族が増加していることがうかがえます。

年度	人口	世帯数	1世帯あたり人員	高齢者人口の割合
平成22年度	18,328	6,173	2.97	28.22%
23年度	18,108	6,173	2.93	29.04%
24年度	17,893	6,201	2.89	30.07%
25年度	17,675	6,214	2.84	31.00%
26年度	17,498	6,229	2.81	32.12%
27年度	17,250	6,223	2.77	33.41%
28年度	17,094	6,268	2.73	34.30%
29年度	16,865	6,321	2.67	35.36%
30年度	16,586	6,331	2.62	36.36%
令和元年度	16,263	6,354	2.56	37.41%
2年度	15,968	6,372	2.51	38.23%

(住民基本台帳)

(2) 産業別就業人口

本町の就業者数は、平成27年国勢調査で9,148人となっており、平成12年度から減少傾向を示しています。構成比は、第一次産業従事者が約18%、第二次産業従事者が約20%、第三次産業従事者が約61%となっています。

第2節 雫石町環境基本計画の概要

1. 策定の背景と目的

本町では、平成19年6月に「雫石町環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(環境基本計画)を定めることを示しました。その環境基本条例に基づき、あらゆる施策に環境の視点を取り入れることで、町民がいつまでも住み続けられるまちづくりを目指すこととし、かけがえのない地域環境として、次世代に引き継いでいくために、町民、事業者、町及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚し、環境問題へ総合的かつ計画的に取り組むために『雫石町環境基本計画』を平成22年7月に策定しました。

本計画では、それぞれが環境に対する地域づくりの主体として、目標達成のための取り組みを進めることを目的とします。

2. 基本理念

本計画は、「雫石町環境基本条例」の「基本理念(第3条)」の実現を目的とすることから、本計画の基本理念を次のとおりとします。

本計画では、町の環境の保全と創造を図る上での基本的な考え方である基本理念の実現を目指します。

環境基本計画の基本理念

1. 良好な環境の確保と、将来への継承
2. 持続的発展が可能な循環型社会の構築
3. すべての者の適切な役割分担のもと、良好な環境の保全と創造
4. あらゆる活動における地球環境保全への貢献

3. 計画の期間

本計画は、平成22年度から令和2年度までの11年間を計画期間とします。

なお、計画の実効性を高めるため、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととしており、平成27年度に見直しを行い「雫石町環境基本計画《中間見直し版》」を策定しました。

また、令和2年度までが計画期間であったことから、前計画策定時からの環境分野全般を取り巻く社会情勢や計画の進捗状況を踏まえ、「環境像」・「基本目標」・「基本施策」・「個別施策」を中心に見直し、令和3年5月に「第二期雫石町環境基本計画」を策定しました。

4. 望ましい環境像

環境基本計画における施策の方向を決定するものとして、私たちが目指すべき町の“望ましい環境像”を次のように定めます。

《望ましい環境像》

環境を守り育てるまち

5. 環境目標

本町の望ましい環境像「環境を守り育てるまち」を目指すための方針として、5つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。

基本目標 1 健康で安全に暮らせるまちをめざして（生活環境の保全）

健康に暮らせる良好な生活環境の保全と、潤いと安らぎのある豊かなまちづくりを目指します。

基本目標 2 豊かな自然と共に生きるまちをめざして（自然環境の保全）

森林や農地などの豊かな自然環境を適切に保全し、自然とふれあえる場の保全に努めます。

基本目標 3 うるおいのあるまちをめざして（快適環境の保全と創造）

自然と歴史や文化を尊重した潤いのある美しい景観を維持し、まちの発展と調和した快適環境のまちづくりを目指します。

基本目標 4 環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築）

ごみの減量や資源のリサイクルに努め、環境にやさしい循環型のまちづくりを目指します。

基本目標 5 環境への意識の高いまちをめざして（環境保全への取り組み）

身近な生活環境から地球環境まで、広い分野にわたる環境問題について、地域や家庭などで身近にできることから取り組んでいきます。

6. 施策体系

望ましい環境像の実現に向けた、環境の保全及び創造に関する施策の体系は以下のとおりです。



環境像

基本目標

基本施策

個別施策

環境を守り育てるまち

3. うるおいのあるまちをめざして（快適環境の保全と創造）

歴史・文化、景観、人と自然とのふれあい活動、環境美化、都市環境

4. 環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築）

廃棄物、資源、エネルギー、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨

3-1. まちの景観の創造を進める

- (1) ふるさと景観条例に基づく雫石らしい地域景観の保全と形成
- (2) おもてなしの景観づくり
- (3) ポイ捨て禁止やペット飼育マナーの向上
- (4) 美化活動への町民、事業者の参加拡大

3-2. 歴史・文化を伝える

- (1) 歴史・文化的資源、伝統の保全継承
- (2) 伝統技術等後継者の育成
- (3) 講座やイベントなど歴史・文化活動の活性化

3-3. 人がやすらげるまちづくりを進める

- (1) 公園の機能維持と活用促進
- (2) 自然型レクリエーション施設の管理と運用
- (3) 花と緑のまちづくりの推進
- (4) ユニバーサルデザイン計画の推進

4-1. ごみの発生を減らす

- (1) 町民・事業者に対する情報提供
- (2) 事業系一般廃棄物の減量化指導
- (3) 容器包装の減量
- (4) 「もったいない」意識の普及啓発
- (5) 生ごみ処理機の活用
- (6) ごみ処理有料化についての検討

4-2. リサイクルを推進する

- (1) ごみ分別徹底への啓発
- (2) 集団資源回収団体の育成・支援
- (3) 廃食用油・古着回収への協力要請
- (4) 雫石リサイクルセンターにおける資源回収の推進

4-3. ごみの適正処理を推進する

- (1) 廃家電処理の適正化
- (2) 不法投棄の未然防止
- (3) ごみ処理広域化の検討
- (4) ごみ集積所の整備

4-4. 地球温暖化を防ぐ

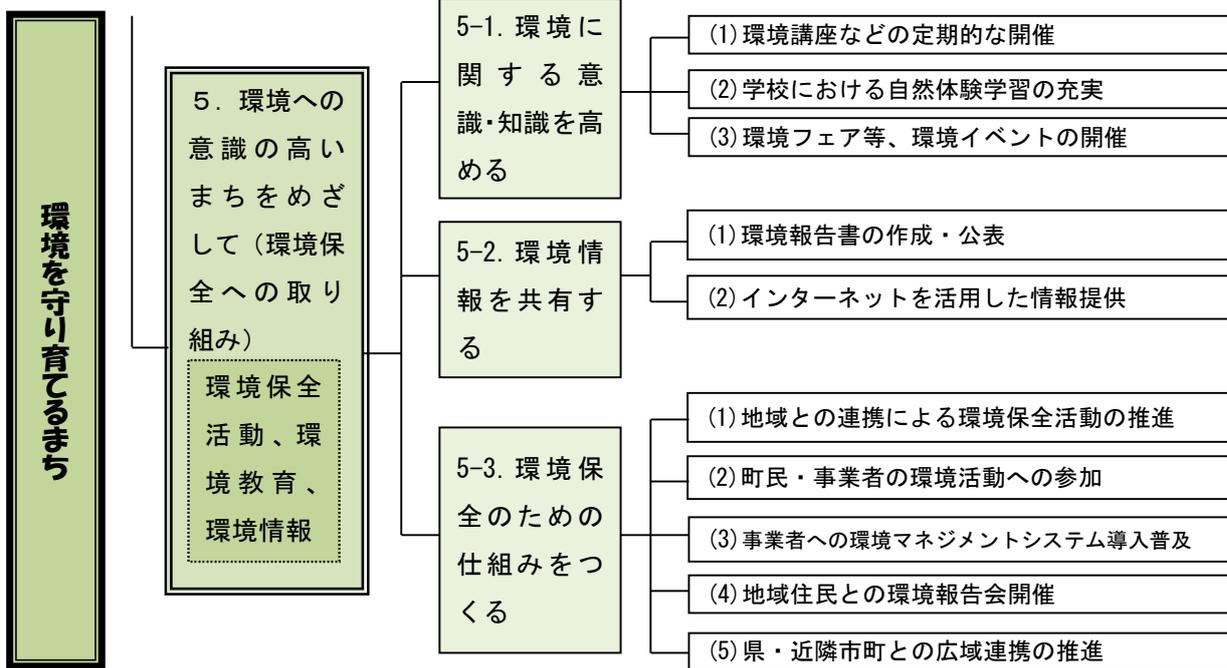
- (1) 地球温暖化防止の普及啓発
- (2) 町民・事業者への省エネルギー活動の推進
- (3) 町の温暖化対策実行計画の推進
- (4) 新エネルギー機器の導入促進
- (5) 公共施設への新・省エネルギー機器の導入
- (6) グリーン購入の徹底と普及啓発

環境像

基本目標

基本施策

個別施策



7. 環境配慮指針

本計画では、望ましい環境像を実現するため、事業者自ら環境保全に向けた取り組みを率先して実行していくための行動指針として、環境に配慮すべき事項を事業者別、開発事業別に分けて環境配慮指針を示しています。

また、環境への影響が最も大きいとされる各種開発事業に関しては、町は率先して、環境保全に向けた協議や施策の実行に努めるとともに、事業者においても、計画の早い段階から環境への自主的、積極的な配慮を望むものです。

第3節 基本目標の現況と取り組みの状況

基本目標1 健康で安全に暮らせるまちをめざして（生活環境の保全）

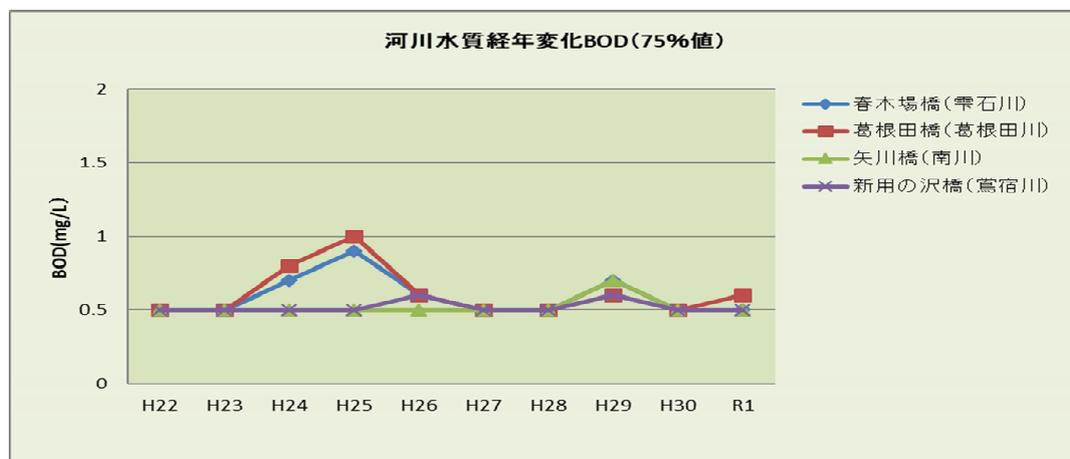
健康に暮らせる良好な生活環境の保全と、潤いと安らぎのある豊かなまちづくりを目指しています。

◆ 現況 ◆

(1) 水質

- 雫石川、葛根田川、鶯宿川、南川の水質環境基準達成状況を見ると、いずれもBOD（生物学的酸素要求量：汚濁物質の汚染指標）の環境基準A類型（2mg/L以下）を達成しています。（参考資料 図1 2頁、表1-1～表1-7 3頁～12頁、環境基準 41頁）

図-1

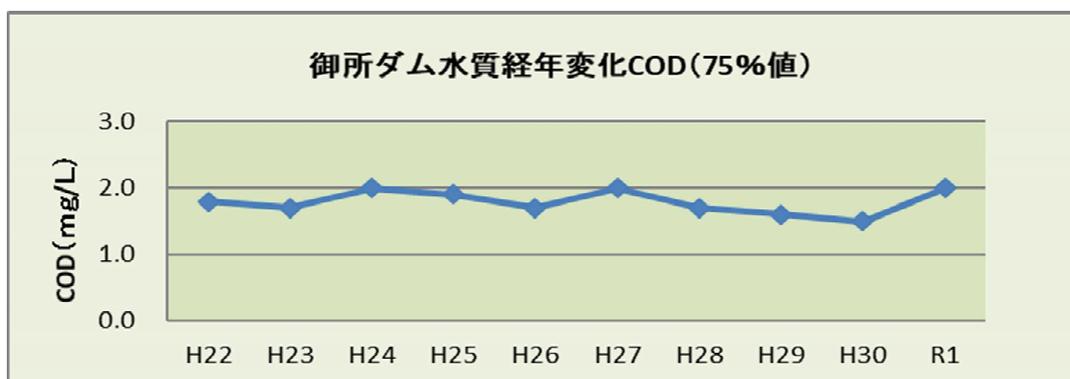


(岩手県公共用水域水質測定結果)

また、御所ダムの水質についても、COD（化学的酸素要求量：汚濁物質の汚染指標）の環境基準A類型（3mg/L以下）を達成しています。

(参考資料 図1 2頁、表1-8 13頁～15頁、環境基準 42頁)

図-2

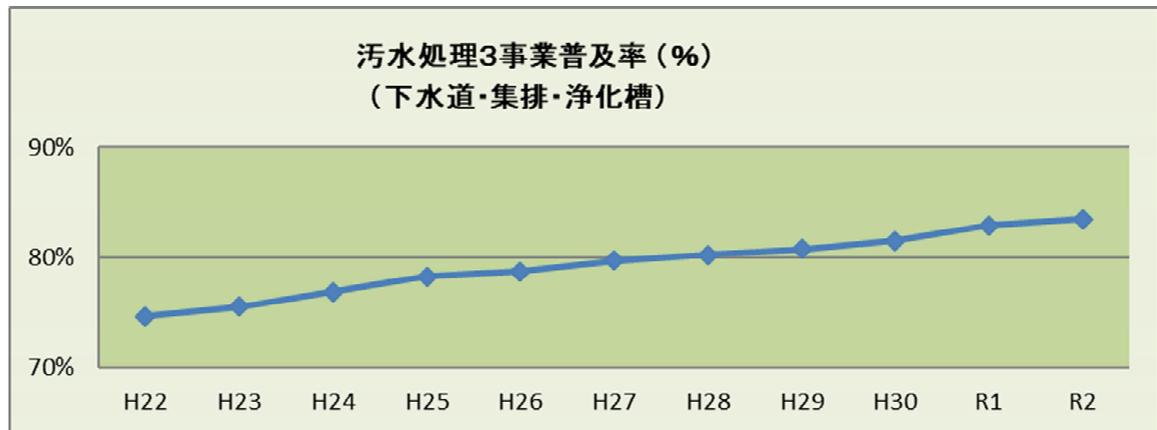


※湖沼A類型水域内で測定

(岩手県公共用水域水質測定結果)

- 汚水処理事業（下水道・集落排水・浄化槽）については、令和2年度末現在、水洗化人口 13,331 人、普及率 83.49%となっています。

図-3



(雫石町上下水道課)

- 岩手県が実施する公共用水域のダイオキシン類の調査結果（H27～R2）では、町内の7地点（葛根田川、南川、矢櫃川、上黒沢、取染川、上野沢、御所ダム）の水質で0.031～0.067pg-TEQ/L（環境基準：1 pg-TEQ/L）、底質で0.067～1.7pg-TEQ/g（環境基準：150pg-TEQ/g）と全ての地点で環境基準を下回っています。（用語1 50頁）（参考資料表-3 18頁）
- 岩手県が実施する公共用水域水質測定結果及び国土交通省北上川ダム統合管理事務所の実施するダム貯水池の調査結果では、町内の葛根田橋、矢川橋及び御所湖ダムサイト地点で、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）を超える値は検出されていません。主な項目は、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀等です。（参考資料表-3 18頁）

(2) 水辺

- 本町は、奥羽山系からの3河川、葛根田川、雫石川、南川が町内を貫流し、御所ダムで合流しており、この清流を活用し、竜川河川公園、葛根田川水辺公園などが整備され県から管理委託されています。この他、御所湖広域公園として、雫石川園地の桜並木やファミリーランド、乗り物広場、親水公園などが整備、活用されています。

(3) 公害防止協定

- 協定の締結数は、7件となっています。（参考資料表-6 20頁）
いずれの事業者も、協定の内容を遵守しています。

(4) 放射線等（用語3、4 50頁）

- 平成23年3月11日の東日本大震災で東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、町内にも放射線の不安が広がりました。
県では県内の状況を調査していますが、町としても測定機器（サーベイメータ）で学校等の放射線量率の測定をしました。その結果、小中学校等の校庭や軒下では除染の対象となる地点は確認されていません。（参考資料表-16 29～32頁）

また、水道水や野菜及び果実などの農産物等の放射性物質については、すべての品目

で放射性セシウムが基準値より大きく下回っています。(参考資料 表-17～表-24 32～34 頁)

◆ 環境指標、目標値、現況 ◆

指標項目	策定時 (H22)	中間 (H27) ※1	現況 (R2)	目標値 (R2)
水質環境基準達成率 (BOD, COD)	100% (H19)	100%	100%	維持
汚水処理 3 事業普及率	57.9% (H20)	68.4%	83.5%	77.4%
公害防止協定締結数 (累計)	7 件 (H20)	7 件	7 件	10 件
公害苦情件数	33 件 (H20)	25 件	16 件	さらなる減少
水生生物水質調査参加校等	1 校 (H20)	2 校	1 校	5 校

※1 「中間 (H27)」は、「雫石町環境基本計画」の中間年度であり、指標項目の参考として記載した。

◆ 施策の取組状況 ◆

きれいな水を守る

項目	令和 2 年度の取組状況	担当課
(1) 汚水処理施設整備による汚濁負荷の削減	<p>公共下水道事業は、公共下水道への早期接続を対象地域住民に周知し、農業集落排水事業は、処理場の適正な維持管理を行い、良好な放流水質の保全に努めた。</p> <p>浄化槽事業は、国、県の補助金に加え、単独で上乘せ補助を行い、設置の促進に努めた。さらに適正な維持管理を行っている使用者に対して、維持管理費の一部を補助した。</p> <p>これらの取組により、汚水事業 3 事業の水洗化率が向上している。(用語 2 50 頁)</p> <p>また、交通事故やホームタンクの破損による油漏れ事故案件が 2 件発生したが、適切に対応した。</p>	上下水道課
(2) 町内河川等の水質状況の情報提供	<p>御所湖ニュースの配布により、国・県の調査結果について、町民へ周知した。また、水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップを水生生物参加校へ配布するなど、情報提供に努めた。</p>	環境対策室
(3) 水生生物調査の参加者の増加	<p>各小中学校等へ参加の呼びかけを行い、参加団体は、御明神小学校 1 校であった。御明神小学校は、水生生物調査の他にも、学校林保護 (植樹等)、環境美化並びに希少種の保護活動などを行っている。(写真 1)</p>	環境対策室 (学校教育課)

良好な生活環境を守る

項目	令和2年度の実施状況	担当課
(1) 野外焼却等による大気汚染の防止	<p>野外焼却等の苦情件数が3件であった。 (参考資料 表-5 19頁)</p> <p>また、広報誌やホームページなどに記事を掲載し、注意喚起を行った。</p> <p>岩手県主催による「光化学オキシダント注意報」が発令された場合を想定した訓練を実施した。</p>	環境対策室
(2) 騒音の防止	<p>騒音の事案について、各種対応した。</p>	環境対策室
(3) 公害防止協定締結の推進	<p>公害防止協定に関する資料収集を行った。</p>	環境対策室
(4) 環境監視・測定の実施	<p>放射線の不安解消のため、空間放射線量率の測定機器(サーベイメータ)で、小中学校・保育施設の他、公共施設の測定を年1回実施した。その結果、放射線量率については、国が示している除染の目安である1マイクロシーベルトを越す地点がなかった。</p> <p>また、放射性物質測定器(NaIシンチレーション検出器)により、町民の依頼に応じて食品等の検査を行った。</p> <p>福島第一原子力発電所の事故より10年が経過したことに伴い、令和2年度から、測定体制を縮小した。</p> <p>(写真2)(依頼件数:2年度8件、元年度33件)</p> <p>食品についても食品基準を越す事例はなかった。</p> <p>(用語5 50頁)(参考資料 表-16~表-24 29~34頁)</p>	環境対策室

安全な環境を守る

項目	令和2年度の実施状況	担当課
(1) ダイオキシン類測定値の情報提供	<p>県が継続して実施している矢櫃川、取染川など7地点の情報収集を行うとともに、関係機関と現場の現況調査を年2回実施した。(参考資料 表-3 18頁)</p> <p>町内の国有林内に埋設されている2, 4, 5-T系除草剤問題について、東北森林管理局に恒久対策の実施に係る要望書を提出した。(9/18)</p>	環境対策室
(2) VOC(揮発性有機化合物)使用削減や農薬の適正使用	<p>化学工業系の大規模な発生源は、町内にはありません。</p> <p>また、農薬の適正使用について、ホームページ等を活用し、周知を図った。</p>	環境対策室 農林課
(3) P R T R法(化学物質排出把握管理促進法)に	<p>P R T R法に基づく届出状況は、県のホームページにその状況が掲載されている。</p>	環境対策室

基づく化学物質の情報提供	なお、令和2年度は、町内から6事業所が届け出ている。 (参考資料 表-4 19頁)	
(4) 未規制化学物質についての情報収集	国や県からの情報を収集した。	環境対策室



写真1 水生生物調査（岩手県環境アドバイザーによる指導）



写真2 放射性物質の測定

基本目標 2 豊かな自然と共に生きるまちをめざして（自然環境の保全）

森林や農地などの豊かな自然環境を適切に保全し、自然とふれあえる場の保全に努めています。

◆ 現 況 ◆

（1）野生生物

- 県指定の天然記念物である白沼のモリアオガエル繁殖地や日本でも一部にしか生息していない町指定の天然記念物であるチョウセンアカシジミの生息地があり、希少種の保護のため、生息環境の保全に努めています。（参考資料 図4 表-11～14 24頁～26頁）
- オオハンゴンソウなどの特定外来生物が増えており、在来動植物の生態系への影響が懸念されます。

（2）森林・里山

- 全国的に森林経営を取り巻く環境は、就労者の高齢化や後継者不足、木材価格の低迷などにより厳しい状況にあり、森林機能の低下が懸念されることから、森林・里山の持つ多様性を理解し、森林愛護活動など保全を推進する必要があります。

（3）水辺

- 竜川河川公園、葛根田川水辺公園などが整備され、県から管理委託されている他、御所湖広域公園として、雫石川園地の桜並木やファミリーランド、乗り物広場などが整備、活用されています。

（4）農地

- 本町の農地面積は、田畑を合わせて6,011haと総面積の約10%であり、稲作を中心とした雫石らしい田園風景を形成しています。
- 近年、農業経営を取り巻く環境も担い手の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷など厳しい状況にあり、本町でも総農家数が減少し、農地の荒廃や農業用施設の経年劣化が進行しているほか、農地の有効活用が求められています。

◆ 環境指標、目標値、現況 ◆

指標項目	策定時 (H22)	中間 (H27)	現況 (R2)	目標値 (R2)
鳥獣保護区	5ヶ所 (H20)	6ヶ所	6ヶ所	維持
民有林面積	17,405ha (H20)	17,354ha	17,332ha	維持
民有保安林面積	6,736ha (H20)	6,977ha	6,978ha	維持
環境緑地保全地域	1ヶ所 (H20)	1ヶ所	1ヶ所	維持
水辺環境施設数	4ヶ所 (H20)	4ヶ所	4ヶ所	維持

多様な野生生物を守る

項目	令和2年度の実施状況	担当課
(1) 町内の動植物の生育情報調査	指定文化財に係る情報の収集に努めた。 いわてレッドデータブックが平成26年3月に改定され、県全体では1,096種が掲載されているが、雫石町に係る記載がある生物は237種であった。(参考資料 表-12 25頁) 県の土木事業が実施される前に、県では必要に応じて動植物の現地調査を実施しているが、特に貴重な動植物の新たな情報は確認されていない。	生涯学習スポーツ課 環境対策室
(2) 野生動植物生息情報の収集・管理	指定文化財(モリアオガエル・チョウセンアカシジミ)について、生息地の調査を行うなどして、情報収集を行った。	生涯学習スポーツ課 環境対策室
(3) 生息域の保全活動の推進	生息が確認されている希少種や指定文化財の生息域環境が保全されるよう、パトロール等を実施した。 環境省、網張ビジターセンター及び町の共催により、特定外来生物であるオオハンゴンソウの駆除活動を行った。 (写真3) (8/18 奥産道、8/21 滝ノ上) 町事業により、町有地並びにその付近に生息しているオオハンゴンソウの駆除を実施した。	生涯学習スポーツ課 観光商工課 環境対策室
(4) 開発事業にあたっての環境配慮	新規の開発行為申請件数は1件で、基準に基づいた適正な申請がなされていた。	地域整備課 環境対策室

森林・里山を守る

項目	令和2年度の実施状況	担当課
(1) 持続的な森林経営と計画的な森林整備	私有林の人工林における森林整備を目的とし、整備実施に係る所有者への意向調査に向けた準備及び森林公園の整備等を実施した。	農林課
(2) 里山の再生や維持への住民の理解と協力	「緑の募金」活動を通じ、森林の持つ多面的機能についての啓発等により、森林や里山の保全に努め、住民の理解と協力を得た。また、緑の少年団活動等を通じ、山林の大切さを学び、環境の保全意識の高揚を図った。	農林課
(3) 間伐材の有効利用の促進	間伐材の有効利用の促進を図っている。	農林課
(4) 特用林産物生産の促進	生産者や生産者団体において、当町の主要な特用林産物である菌茸、木炭などにおいて、安定的な生産が図られた。	農林課

水辺を守る

項目	令和2年度の取組状況	担当課
(1) 親水性と自然景観を生かした河川整備	環境に配慮した河川整備を進めた。	地域整備課
(2) 河川・ダム周辺のごみ散乱防止と清掃活動	町内の河川維持管理委員会（14 団体）との委託契約により、河川敷内の草刈、清掃等を実施した。 御所湖の清流を守る会が主催する御所湖周辺統一清掃が年 1 回行われた。（実施日 10/4 計 約 1,000 人参加） ※春の統一清掃は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。	地域整備課 環境対策室
(3) 河川公園の利用促進	町内 4 箇所の水辺環境施設（河川公園）の適正な維持管理に努め、イベント会場としての活用促進を図った。	地域整備課

農地を守る

項目	令和2年度の取組状況	担当課
(1) 農業基盤の充実	多面的機能支払制度の運用により、町内 40 の活動組織が行う水路、農道等の草刈や補修工事、花の植栽等、農地の維持及び農村環境整備の活動を支援した。	農林課
(2) 生きがいつくり・学校教育等への休耕地の有効利用	町内の小学校において、有償又は無償で農地を借用し、田植え、稲刈り、脱穀といった米栽培に伴う一連の農作業を行い、休耕地を有効利用した農業体験学習を実施した。	学校教育課
(3) 農産物の特産化の推進	雫石の特性を活かした農畜産物の 6 次産業化や農商工連携による取組を推進するため、加工品に係る機械導入支援や専門指導員による相談支援、関係機関との連携により、起業家の経営指導、育成を図った。	農林課
(4) 有機農法などによる安全・安心な付加価値の高い農産物生産	町内で生産された完熟堆肥を利用した安全・安心な農産物の認証と、町内農産物を提供している店の認定を通じ、町内産農産物の価値を消費者へ周知するため、7～10 月にかけて雫石産農畜産物や加工品を使用した料理提供に関する提供店への助成及び 2 月に「雫石まるごとグルメフェア」を開催し PR に取り組んだ。 耕畜連携による堆肥活用を促進し、有機資源を活用した土づくりによる地力の向上を促進するため、しずくいシアグリリサイクルセンターを拠点として、家畜排せつ物等の適正処理を促進し、資源循環型農業を推進した。 国の環境保全型農業直接支払交付金事業により、環境保全型農業に取り組む農業者への支援を行った。（用語 7 50	農林課

	頁)	
(5) 耕作放棄地や農地の荒廃の防止	過去に耕作放棄地再生利用交付金を利用し、荒廃農地を再生した 367 アールの農地の耕作状況を現地確認し、再生した農地が再び荒廃しないよう継続的な監視に努めた。 農地の再生や荒廃の防止に努め、農地利用状況調査を実施した。	農林課 農業委員会
(6) 農薬・肥料の適正利用や農業廃棄物の適正処理	農薬の適正使用について、ホームページ等を活用し周知を図った。(再掲) 農業用廃プラスチック回収事業を年 2 回実施して、適正に農業廃棄物を処理し農作物の生産環境が安全に保たれるように支援した。	農林課
(7) 地産地消の推進・地場製品の P R	農林産物直売・食材提供供給システムにより、町内外の飲食店などへ、町産食材の販売促進を行った。 また、学校給食において、町内産食材の積極的な利用に努めており、食育の日 (6/19) などは、地場製品の献立メニューでの提供を行い、農畜産物の地産地消への取り組みを進めた。	農林課 学校教育課



写真 3 特定外来生物のオオハンゴンソウ駆除作業

基本目標3 うるおいのあるまちをめざして（快適環境の保全と創造）

自然と歴史や文化を尊重した潤いのある美しい景観を維持し、まちの発展と調和した快適環境のまちづくりを目指しています。

◆ 現 況 ◆

（1）まちの景観の創造

- 本町は、北は岩手山、西は駒ヶ岳をはじめ1,000m以上の山が連なり、これら奥羽山系の山並みに囲まれた盆地を形成し、町内を北西部から東に、葛根田川、雫石川、南川の3河川が貫流して御所湖に流入しており、これらの山々と河川・湖と田園風景が、基本的な景観資源となっています。
- 町北西部の岩手山、駒ヶ岳等が十和田・八幡平国立公園に包括されている他、岩手山麓の網張観光施設団地（180ha）が、植生の保護、緑地の造成を目的に環境保全緑地地域に指定されています。（参考資料 表-9 22頁）
- 町の国道46号バイパス以北（南側30m含む）が、「岩手の景観の保全と創造に関する条例」に基づき、岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域に指定されています。
- 雫石の中でも、特に美しいと言われている景勝地「雫石十景」が、平成28年度に見直され、「雫石十四景」が選定されています。（参考資料 表-10 22頁）
- 町では、平成17年3月「雫石町ふるさと景観条例」を制定しています。

（2）歴史・文化

- 雫石町内には、指定文化財が令和3年3月31日現在で合計49件あります。
- 国指定・登録の文化財は、小岩井農場施設（本部事務所など）の18件が国の重要文化財に、上和野馬頭観世音本堂と旧堂が国の登録有形文化財となっており、名勝のイーハトーブの風景地（七つ森・狼森）と天然記念物の葛根田の大岩屋を合わせて、計22件登録になっています。
- 県指定の文化財は、史跡として雫石街道の一里塚（生森・高前田一里塚）、天然記念物として白沼のモリアオガエル繁殖地の計2件です。
- 町指定の文化財は、有形文化財（工芸品）が3件、有形文化財（歴史資料）が2件、有形民俗文化財が1件、雫石裸参り・神楽や田植踊りなど、無形民俗文化財が11件、天然記念物が動物と植物の7件、その他選定保存技術の雫石亀甲織の計25件です。（参考資料 表-15 27～29頁）
- 町内には河岸段丘の高台を中心に、現在まで210箇所の遺跡が確認されています。多くは縄文期以降のものですが、板橋Ⅲ遺跡発掘調査では旧石器時代（約32,000年前）の石器が出土し、雫石町歴史民俗資料館に保存・展示されています。
- 町内の史跡としては、滴石城跡、一里塚のほか、橋場関所跡や盛岡領藩境碑などが残されています。

(3) 人がやすらげるまちづくり

- アルペン記念公園をはじめ、都市・農村公園を整備しています。
- 約 180ha と広大な七ツ森町有林に、町民の憩いの場として活用できるよう休憩施設や遊歩道を造り、憩える森林空間として七ツ森森林公園が整備されています。
- 岩手山麓の網張地区には、冬はスキー、夏は登山起点の休暇村岩手網張温泉があり、隣接する網張ビジターセンターは、岩手山の魅力と自然情報の発信、自然ふれあい活動の拠点施設として利用されています。
- 御所湖畔に広がる御所湖広域公園は、ファミリーランドや乗り物広場、塩ヶ森水辺園地をはじめ、桜の名所となった雫石川園地のほか、尾入野湿生植物園やビオトープなどもあり、大人から子供まで楽しめる公園となっています。

◆ 環境指標、目標値、現況 ◆

指標項目	策定時 (H22)	中間 (H27)	現況 (R2)	目標値 (R2)
景観住民協定締結数	2 地区 (H20)	4 地区	0 地区 (協定期間満了による)	6 地区
天然記念物 (樹木) 指定数	5 件 (H20)	6 件	6 件	維持
民俗芸能保存団体数	15 団体 (H20)	14 団体	14 団体	維持
※町指定芸能保存団体数	6 団体 (H20)	7 団体	7 団体	維持
公園設置数	33 ケ所 (H20)	34 ケ所	32 ケ所	維持

◆ 施策の取組状況 ◆

まちの景観の創造を進める

項目	令和 2 年度の取組状況	担当課
(1) ふるさと景観条例に基づく雫石らしい地域景観の保全と形成	景観住民協定に基づく景観づくり活動への助言、補助金交付等の支援を行い、景観の保全と形成を推進した。	地域整備課
(2) おもてなしの景観づくり	雫石町の玄関口として環境を整えるため、駅前花壇の植栽・維持管理を地元自治会に委託した。 アルペン公園の花壇の植栽・除草について、ボランティアによる活動を継続した。 景観住民協定に基づく景観づくり活動への補助金交付等の支援を行った。 地域の任意団体による自主的な花の植栽に対して、花のみちづくり活動支援事業により、補助金交付等の支援を行った。	地域整備課

(3) ポイ捨て禁止やペット飼育マナーの向上	<p>不法投棄監視員2名による巡回パトロールを実施し、監視に努めたほか、不法投棄されているごみを回収した。(年32回巡回)(写真4)</p> <p>不法投棄及び飼育マナーについて、苦情が多い地域に対し、啓発看板や監視カメラの設置、飼育マナーに関する啓発チラシの班回覧を行った。</p>	環境対策室
(4) 美化活動への町民、事業者の参加拡大	<p>町内の河川維持管理委員会(14団体)との委託契約による河川敷内の草刈、清掃等を実施した。(再掲)</p> <p>道路愛護団体(74団体)の道路沿いの草刈り作業により、</p> <p>道路の安全確保と景観の保全が図られた。</p> <p>星の駅団地公園は、地元の自治会による花壇整備や除草作業が定期的に行われ、美化活動が自主的に行われている。</p>	地域整備課

歴史・文化を伝える

項目	令和2年度の取組状況	担当課
(1) 歴史・文化的資源、伝統の保全継承	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、毎年11月23日に開催している「雫石町無形文化財芸能祭」は中止となったが、活動記録として、撮影会を行った。(参加団体3団体)	生涯学習スポーツ課
(2) 伝統技術等後継者の育成	無形文化財の継承のため、各助成(補助金)の案内などを周知し、演目の保存と後継者の育成を支援した。	生涯学習スポーツ課
(3) 講座やイベントなど歴史・文化活動の活性化	滴石史談会との共催で、6月から11月の期間に町の歴史や文化を探る小中学生を対象とした少年少女歴史教室を開催したほか、一般向けとしては郷土史教室や郷土史講座を開催した。	生涯学習スポーツ課

人がやすらげるまちづくりを進める

項目	令和2年度の取組状況	担当課
(1) 公園の機能維持と活用促進	都市・農村公園の適正な維持管理により、利用者の快適性、安全性の確保に努めた。	地域整備課
(2) 自然型レクリエーション施設の管理と運用	<p>施設利用者が快適に利用できるように、公衆トイレの清掃等管理を行った。また、七ツ森森林公園の遊歩道についても快適に散策ができるよう丸太階段の補修と草刈り作業を実施した。</p> <p>七ツ森、滝ノ上、御神坂、国見の登山口等に設置しているトイレや休憩施設の清掃等の管理を行ったほか、小柳沢砂防</p>	農林課 観光商工課

	公園などのキャンプ場の運営により、自然と親しむ機会を創出した。	
(3) 花と緑のまちづくりの推進	町としての取り組みは現在実施していないが、地域の実情に応じて、地域コミュニティ組織による自主的な花の植栽が行われている。	地域整備課
(4) ユニバーサルデザイン計画の推進	雫石小学校の総合学習及び広報誌への関連記事掲載等により「雫石町ユニバーサルデザイン計画」の推進及び周知に努めた。なお、平成30年度に策定された「第二次雫石町保健福祉計画」内にユニバーサルデザインの取り組みが包括された。	地域整備課



写真4 不法投棄されたソファ

基本目標 4 環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築）

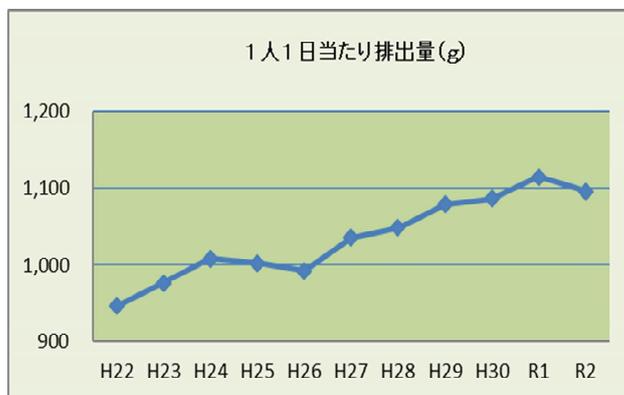
ごみの減量や資源のリサイクルに努め、環境にやさしい循環型のまちづくりを目指しています。

◆ 現 況 ◆

（1）ごみの発生

- 一般廃棄物収集量（1人1日当たりの排出量）は、18年度以降は減少し、その後、22年度以降は増加傾向となっています。（参考資料 表-25 35頁）また、全国及び岩手県と比較すると、1人1日当たりの排出量が多い傾向となっています。

図-4



（雫石町町民課環境対策室）

<参考>

全国・岩手県の1人1日当たり排出量 ^(g)

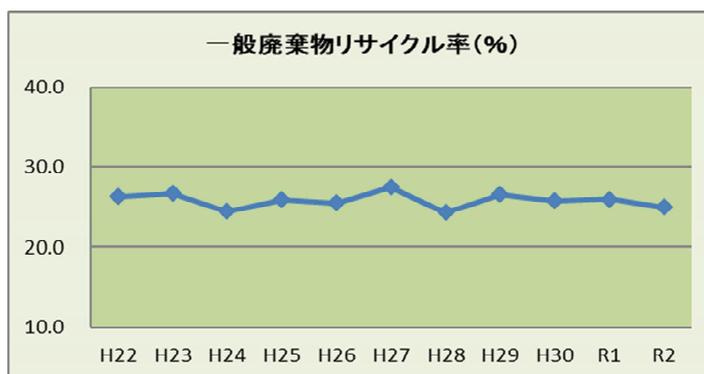
	H28	H29	H30	R1
全国	925	—	919	918
岩手県	921	922	930	927
雫石町	1,047	1,076	1,075	1,120
うち生活系	761	769	774	816
うち事業系	286	307	301	304

※全国...環境省「一般廃棄物の排出量及び処理状況」より
 ※岩手県、雫石町...「市町村ごみ排出量（集団回収量含む）」より

（2）リサイクル

- 循環型社会を目指す一般廃棄物リサイクル率は、平成19年度から滝沢市に委託処理を開始し、メタル（金属類）及びスラグ（ガラス質）の回収が見込めるようになり大きく増加しましたが、22年度以降は減少して横ばい傾向となっています。（参考資料 表-25 35頁）
- 集団資源回収登録団体には、奨励金を交付して地域での資源回収を奨励しています。
- 一般家庭から排出される使用済み食用油を拠点回収し、BDF（バイオディーゼル燃料）化を行っています。また、古着についても同様に拠点回収を行っています。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度途中から受入休止中。）

図-5



(3) ごみの適正処理

- 平成 22 年度に雫石・滝沢環境組合を設立し、平成 23 年 4 月から本格稼働となり、廃棄物の処理を行っています。(平成 26 年 1 月 1 日から組合の名称が、「滝沢・雫石環境組合」になりました。)
- 雫石リサイクルセンター(旧町清掃センター)では、資源物の分別処理を、滝沢清掃センターでは、普通ごみ及び中型ごみの中間処理及び最終処分を行っています。
- 平成 30 年 3 月に「雫石町一般廃棄物処理基本計画」を、令和元年 6 月に「雫石町分別収集計画(第 9 期)」をそれぞれ策定しています。
- 盛岡市・滝沢市・雫石町の 3 市町で構成される盛岡地区衛生処理組合において、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行っています。
- 平成 11 年に策定された「岩手県ごみ処理広域化計画」に基づき、平成 23 年 1 月に県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会が設立され、1 施設集約による広域処理の検討が進められています。
- 平成 27 年度に作成した「資源ごみとごみの出し方分類表(冊子)」やごみと資源の分け方・出し方カレンダー及び町広報誌等により、適正な分別方法の周知を図っています。
- PCB 廃棄物は、処理期限内に適正に処理する必要があることから、町民や事業者に対して、広報誌等を通じて周知しています。
- 町の監視員による巡回パトロールや監視カメラ・不法投棄禁止看板の設置、情報周知など対策を行っていますが、道路脇の空き缶等のポイ捨てや林道等へのタイヤ廃棄、電化製品等の不法投棄が、後を絶たない状況にあります。
- ペットボトルやレジ袋等のプラスチック製品が、ポイ捨て等により河川を通じて海に流される、いわゆる海洋プラスチックごみが、近年問題となっています。

(4) 地球温暖化

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条」に基づき、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスを率先して削減し、地球環境の保全に寄与するため、令和 3 年 3 月に「雫石町地球温暖化対策実行計画」の第 V 期実行計画を策定しました。計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年となります。
- 「雫石町地球温暖化対策実行計画」では、令和元年度を基準年として令和 7 年度までに排出量 5%以上の削減を目標として取り組んでいます。
- 令和 2 年 10 月 26 日の「菅総理の所信表明演説」において、令和 32 年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。
- 小・中学生を対象とした環境学習(教育)の実施や町民、事業者に対しては、広報誌・ホームページ・SNS・町民カレンダー等を通じて、効果が見えづらい地球温暖化対策の取り組みを周知する必要があります。

(5) 新エネルギー・再生可能エネルギー（用語 8、9 51頁）

- 町では、平成 26 年 3 月に「雫石町新エネルギービジョン」を策定し、公共施設において太陽光発電施設や木質チップボイラーなどを積極的に導入しています。
（参考資料 表-26 36 頁、図 5 37 頁、用語 11、12 51～52 頁）
- 令和 2 年度には、「地域を守る防災・減災対策としての自立分散型エネルギーの重要性」・「気候変動対策」・「再生可能エネルギーの導入による地域活性化」・「持続可能な社会の取り組み」の 4 つの背景から、本町の地域特性に合った再生可能エネルギーの導入促進とともに、温室効果ガス排出量の削減を図り、自立・分散型システム社会の形成、地域の活性化、持続可能なまちづくりの方向性を明らかにすることを目的とした基本計画「雫石町再生可能エネルギーマスタープラン」を策定しました。
- 雫石町再生可能エネルギーの適正な促進に関する条例及び施行規則、指針並びにガイドラインを平成 29 年 12 月に制定しました。（平成 30 年 3 月から施行）
- 「永続地帯 2020 年度報告書」では、エネルギー自給率が全国市町村 65 位、県内では 4 位となっています。また、電力自給率が全国市町村 50 位、県内では 3 位となっています。（用語 10 51 頁）
- 役場庁舎、町営体育館、雫石中学校及び各地区公民館等の公共施設へ太陽光発電設備・蓄電池設備の導入を進めたほか、健康センターの整備に合わせてチップボイラーを導入し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。
- 大規模災害時にも、町の指定避難所等で一定のエネルギーを確保できるよう、自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要があります。
- 町内には、民間事業者による地熱発電所や太陽光発電所など、様々なエネルギー発電・利用施設が多数あります。
- 株式会社バイオマスパワーしずくいしが、平成 27 年 1 月に「新エネ大賞 資源エネルギー長官賞」を受賞しています。

◆ **環境指標、目標値、現況** ◆

指標項目	策定時 (H22)	中間 (H27)	現況 (R2)	目標値 (R2)
一人 1 日当たりのごみ排出量 (生活系)	1,004g (H19) (667 g)	1,035g (728 g)	1,096g (756g)	(598g)
一般廃棄物リサイクル率	28.3% (H19)	27.4%	25.0%	30.0%
集団資源回収量	327 t (H20)	345 t	348 t	350 t
クリーンエネルギー導入事業 補助件数 (累計)	—	160 件	277 件	370 件
二酸化炭素排出量(役場)	6,027 t-CO2 (H26)	5,615 t-CO2	4,661 t-CO2	5,726 t-CO2
エコカー導入率(役場)	5%	18%	19%	20%

◆ 施策の取組状況 ◆

ごみの発生を減らす

項目	令和2年度の取組状況	担当課
(1) 町民・事業者に対する情報提供	町広報誌に、ごみ処理実績を毎月掲載して、周知を図った。	環境対策室
(2) 事業系一般廃棄物の減量化指導	町内 383 事業者に対して、事業系一般廃棄物の抑制及び廃棄物の適正処理を呼び掛ける文書を令和元年度に発送したことにより、事業者から問い合わせがあり、適切な排出方法について指導を行い、ごみの適正排出・減量化に努めた。	環境対策室
(3) 容器包装の減量	令和元年度に町の分別収集計画（第9期）を策定して、ごみの分別に取り組んでいる。 また、その他プラスチック製包装については、収集量が 48 t、資源化量が 11 t、資源化率が 22.9%であり、汚れや異物等が混入したものは、資源化できていない実情にある。	環境対策室
(4) 「もったいない」意識の普及啓発	町民カレンダーに、「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」における 3010 運動や 3 R に関する記事を掲載し町民へ周知した。 また、幼児や小学生に対して、保育施設での環境絵本の読み聞かせや社会科見学によるリサイクルセンターの見学対応で、「もったいない」意識の普及啓発に努めた。	環境対策室
(5) 生ごみ処理機の活用	ごみの減量に効果的な家庭生ごみの処理のため、町民が生ごみ処理機等を購入する際の経費に対して補助を行い、活用を促進している。（令和2年度実績：5件）	環境対策室
(6) ごみ処理有料化についての検討	県内では北上市で実施されており、岩手県及び近隣市町での検討状況の把握に努めた。	環境対策室

リサイクルを推進する

項目	令和2年度の取組状況	担当課
(1) ごみ分別徹底への啓発	ごみと資源の分け方・出し方カレンダーを全世帯に配布をした。 町広報誌の「かんきょうニュース！」欄に、毎月、ごみ処理に係る関連記事を掲載した。※広報誌の誌面見直しにより、令和2年12月をもって「かんきょうニュース！」は、掲載終了となったが、ごみ処理実績については、継続	環境対策室

	して掲載している。	
(2) 集団資源回収団体の育成・支援	集団資源回収事業奨励金交付制度を継続して実施し、登録団体数は29団体で、合計で348t回収した。(写真5)	環境対策室
(3) 廃食用油・古着回収への協力要請	町広報誌やHP、町民カレンダーで資源として活用できる旨を周知し、廃食用油の拠点回収場所は13カ所で、1,911Lを回収、買取りによる回収は26カ所6,960L、合わせて8,871Lを回収した。 また、BDFの精製量は140Lで、販売95Lであった。 古着については、平成25年度から公民館等5カ所で古着の拠点回収を始め、平成28年度に回収拠点を1カ所増やした。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、古着を海外へ輸出出来ない状況となり、回収事業を中断した。(現在も継続中)(参考資料 用語13 52頁)	環境対策室
(4) 霰石リサイクルセンターにおける資源回収の推進	資源ごみの分別処理の他に持ち込まれた粗大ごみは、できるだけ解体し、鉄くず等は資源化した。また、滝沢清掃センター溶融炉から発生するメタル、スラグを回収し、資源化した。(令和2年度資源化量合計1,597t)	環境対策室



写真5 集団資源回収されたダンボール、雑誌、アルミ缶など

ごみの適正処理を推進する

項目	令和2年度の実施状況	担当課
(1) 廃家電処理の適正化	世帯配布している「ごみと資源の分け方・出し方カレンダー」に家電リサイクル対象品を写真で掲載し、適正な処理について、文章により周知した。	環境対策室

(2) 不法投棄の未然防止	不法投棄監視員 2 名による巡回パトロールを実施し、監視に努めたほか、不法投棄されているごみを回収した。(年 32 回巡回) (再掲) 監視カメラや不法投棄防止の看板を町内 65 カ所に設置しているほか、町広報誌やホームページで注意喚起を行った。	環境対策室
(3) ごみ処理広域化の検討	県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の会議等において、盛岡広域 8 市町内での 1 施設集約化に向けた具体的な検討が進められている。	環境対策室
(4) ごみ集積所の整備	ごみ集積所の新規設置及び建て替え箇所が 6 カ所あり、町のごみ集積所整備事業補助金 413,794 円を交付した。	環境対策室

地球温暖化を防ぐ

項目	令和 2 年度の取組状況	担当課
(1) 地球温暖化防止の普及啓発	町広報誌や町民カレンダーに 6 月の環境月間と 12 月の温暖化防止月間の情報をそれぞれ掲載し、意識啓発を行った。 しずくいし産業まつりにおいて啓発活動及び体験型環境学習を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。 環境家計簿の取り組みを町民カレンダーに掲載した。 6 月から 8 月にかけて、町立保育所等にて環境に関する絵本の読み聞かせを実施した。(参加児童延べ 680 人) (写真 6)	環境対策室 子ども子育て支援室
(2) 町民・事業者への省エネルギー活動の推進	省エネルギー活動に繋がる取り組みについて、6 月の環境月間と 12 月の温暖化防止月間に町広報誌や町民カレンダーへ情報を掲載し、意識の醸成を図った。 運転時の無駄な燃料消費を抑え、地球にも財布にもやさしいエコドライブ 10 のポイントについて、広報誌並びに町民カレンダーに掲載した。	環境対策室
(3) 町の温暖化対策実行計画の推進	地球温暖化対策実行計画に基づき、町の施設からの温室効果ガス排出量について取り纏め、ホームページで公表した。(排出量：4,661t-CO2)	環境対策室

<p>(4) 新エネルギー機器の導入促進</p>	<p>平成 26 年 3 月に策定された「新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギー（再生可能エネルギー・省エネルギー）機器の導入を進めている。</p> <p>また、町民に対しては、クリーンエネルギー導入促進事業により、太陽光発電設備及び木質燃料燃焼機器並びに蓄電池設備の導入費への補助を行った。（太陽光発電設備補助件数 7 件、木質燃料燃焼機補助件数 3 件、蓄電池設備 12 件）（参考資料 用語 14 52 頁）</p>	<p>環境対策室</p>
<p>(5) 公共施設への新・省エネルギー機器の導入</p>	<p>グリーンニューディール基金事業（H25～27）を活用し、防災拠点施設 6 ヶ所に太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入したことから、その維持管理を行った。（参考資料 用語 15 52 頁）</p> <p>町内に設置されている防犯街灯を、順次 LED 照明に改修する工事を継続して実施した。</p> <p>令和 2 年度に策定された「雫石町再生可能エネルギーマスタープラン」に基づき、地域を守る防災・減災対策としての自立分散型エネルギーの確保のため、公共施設への再生可能エネルギー及び非常用発電機の導入を検討している。</p>	<p>生涯学習スポーツ課 地域づくり推進課 環境対策室</p>
<p>(6) グリーン購入の徹底と普及啓発</p>	<p>令和 2 年度に雫石町地球温暖化対策実行計画（第 V 期計画）を策定し、グリーン購入の推進項目を定め、物品購入（コピー用紙等）の際は、グリーン購入法適用品の使用に努めるよう、各課に周知を行った。</p>	<p>環境対策室 出納課</p>



写真 6 町内保育所における絵本読み聞かせ

基本目標5 環境への意識の高いまちをめざして（環境保全への取り組み）

身近な生活環境から地球環境まで、広い分野にわたる環境問題について、地域や家庭などで身近にできることから取り組んでいます。

◆ 現 況 ◆

（1）環境に関する意識・知識

- 環境学習、体験学習として、水生生物調査、森林愛護活動の参加校がそれぞれ1校あります。
- 網張ビジターセンターでは、年間を通じて自然観察会が開催されています。
- しずくいし産業まつりに併せて環境展を開催し、環境に関する情報提供を行っています。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。）
- 環境パートナーシップ雫石が、平成17年に設立されています。
- 町内では、「環境アドバイザー」に4人、「地球温暖化防止活動推進員」に3人、それぞれ委嘱されています。

（2）環境情報

- 町広報誌やホームページ、SNSを通じ、廃棄物関係の情報や雫石町地球温暖化対策実行計画の進捗状況、放射線量測定結果などを公表しています。
- 町が発行している「町民カレンダー」に環境関連の情報を掲載して、町民並びに事業者へ対し、啓発を行っています。

（3）環境保全のための仕組み

- 各地域の実情に応じた自主的な環境保全活動に取り組んでいます。
- 町内企業の協力のもと、事業者の主催による環境報告会を開催しています。

◆ 環境指標、目標値、現況 ◆

指標項目	策定時 (H22)	中間 (H27)	現況 (R2)	目標値 (R2)
こどもエコクラブ登録数	1団体(H20)	1団体	1団体	5団体
環境報告会(企業)	2社(H21)	2社	2社	2社
環境講座受講者数	—	28人	15人	20人
県環境アドバイザー登録数	2人(H20)	5人	4人	5人
県温暖化防止活動推進員登録数	3人(H20)	2人	3人	5人

◆ 施策の取組状況 ◆

環境に関する意識・知識を高める

項目	令和2年度の取組状況	担当課
(1) 環境講座などの定期的な開催	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、通常の実施ではなく、【スピノフ編】として、雫石「銀河の森」野生サクラソウの会との共同により、環境保全と創造に係る基本的な知識の会得と地域の環境の現状を知ることが目的に開催し、15名が参加した。(写真7)	環境対策室
(2) 学校における自然体験学習の充実	各小学校において、グリーンスクールや自然教室、林間学校などの自然体験学習を実施した。 雫石小学校及び七ツ森小学校の4年生社会科見学の一環として、資源化処理を行っている「雫石リサイクルセンター」見学の対応を行った。 水生生物調査への参加校は、御明神小学校の1校だった。	学校教育課 環境対策室
(3) 環境フェア等、環境イベントの開催	例年、しずくいし産業まつり時に啓発活動(環境クイズ、御所湖の清流を守る会の応募ポスター・環境学習交流センターからの環境関連物品を借用して展示)を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、まつりそのものが中止となった。 その他の各種イベント等も新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、中止や縮小を余儀なくされた。	環境対策室



写真7 環境講座【スピノフ編】の開催

環境情報を共有する

項目	令和2年度の実施状況	担当課
(1) 環境報告書の作成・公表	令和元年度環境報告書を作成し、町ホームページで公表した。	環境対策室
(2) インターネットを活用した情報提供	町ホームページに放射線量、放射性物質の測定結果、環境月間など様々な環境情報を掲載し、情報提供に努めた。	環境対策室

環境保全のための仕組みをつくる

項目	令和2年度の実施状況	担当課
(1) 地域との連携による環境保全活動の推進	地域コミュニティ組織による自主的な花の植栽や清掃活動が行われる等、地域の実情に応じた環境美化に取り組んでいる。	地域づくり推進課
(2) 町民・事業者の環境活動への参加	御所湖統一清掃(例年、春と秋の年2回開催しているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、秋のみの実施)に子供会、婦人会、老人クラブ、NPOなどが参加し、御所ダム周辺の清掃活動を行った。(再掲) 地域コミュニティ組織や子ども会等、29団体の登録による集団資源回収事業が行われ、348トン回収した。	環境対策室
(3) 事業者への環境マネジメントシステム導入普及	町内では、5企業が環境マネジメントシステム(ISO14001)を認証取得している。	環境対策室 観光商工課
(4) 地域住民との環境報告会開催	盛岡セイコー工業(株)において、環境報告会が開催された。(10/14 13人参加)	環境対策室
(5) 県・近隣市町との広域連携の推進	廃棄物は、滝沢・雫石環境組合により、共同処理されている。 し尿は、盛岡市、滝沢市、雫石町の3市町で構成される盛岡地区衛生処理組合により、処理している。 現在、廃棄物及びし尿の共同処理広域化に向け、「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」により、ごみ処理施設の候補地が決定し、一部事務組合の設立等、継続して協議が続けられている。	環境対策室

第4節 総括

1. 総括の目的

本町では、平成19年6月に「雫石町環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造に関する基本的な計画『雫石町環境基本計画』を平成22年7月に策定しました。

そこで、『雫石町環境基本計画』に基づき、計画期間に取り組んだ各種取り組みについて、総括を行います。

2. 総括の方法

総括にあたっては、『雫石町環境基本計画』において設定した5つの基本目標・17の基本施策・70の個別施策に基づき、環境関連施策の取り組み結果を示す25環境指標を踏まえ、振り返りと総合的な評価を行いました。

3. 達成状況評価

【A】目標値に到達

【B】目標を達成するために、取り組みの強化が必要

【C】目標の見直しや目標を達成するための新たな取り組みが必要

【－】他の機関が所掌或いは事業廃止に伴い、評価が困難

基本目標	環境指標	単位	基準値 (H20)	目標値 (R2)	現況 (R2)	達成状況	担当課等
1 健康で安全に暮らせるまちをめざして (生活環境の保全)	水質環境基準達成率	%	100	維持	100 (R1)	A	環境対策室
	汚水処理3事業普及率	%	57.9	77.4	83.5	A	上下水道課
	公害防止協定締結数	件	7	10	7	B	環境対策室
	公害苦情件数	件	33	さらなる減少	16	B	環境対策室
	水生生物水質調査参加校	校	1	5	1	C	環境対策室
2 豊かな自然と共に生きるまちをめざして (自然環境の保全)	鳥獣保護区	ヶ所	5	維持	6	A	農林課
	民有林面積	ha	17,405	維持	17,332	B	農林課
	民有保安林面積	ha	6,736	維持	6,978	A	農林課
	環境緑地保全地域	ヶ所	1	維持	1	－	岩手県
	水辺環境施設数	ヶ所	4	維持	4	A	地域整備課
3 うるおいのあるまちをめざして (快適環境の保全と創造)	景観住民協定締結数	地区	2	6	0	－	地域整備課
	天然記念物(樹木)指定数	件	5	維持	6	A	生涯学習スポーツ課
	民俗芸能保存団体数	団体	15	維持	14	B	生涯学習スポーツ課
	公園設置数	ヶ所	33	維持	32	A	地域整備課

4 環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築）	1人1日当たりのごみ排出量（生活系）	g	1,004 (667)	598	1,096 (756)	C	環境対策室
	一般廃棄物リサイクル率	%	28.3 (H19)	30.0	25.0	B	環境対策室
	集団資源回収量	トン	327	350	348	A	環境対策室
	クリーンエネルギー導入事業補助件数（H24～）累計	件	—	370	22 (277)	B	環境対策室
	二酸化炭素排出量（役場）【第IV期計画】	トン	6,027 (H26)	5,726 (—)	4,661	A	環境対策室
	エコカー導入率（役場）	%	5	20	19	B	総務課
5 環境への意識の高いまちをめざして（環境保全への取り組み）	子どもエコクラブ登録数	団体	1	5	1	C	環境対策室
	環境報告会（企業）	社	2 (H21)	2	2	B	環境対策室
	環境講座受講者数	回	—	20	15	B	環境対策室
	県環境アドバイザー登録数	人	2	5	4	B	環境対策室
	県温暖化防止活動推進員登録数	人	3	5	3	B	環境対策室

25 環境指標の達成状況

- 【A】 目標値に到達した・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9項目
- 【B】 目標を達成するために、取り組みの強化が必要・・・・・・・・・・ 11項目
- 【C】 目標の見直しや目標を達成するための新たな取り組みが必要・・・・・・・・ 3項目
- 【－】 他の機関が所掌或いは事業廃止に伴い、評価が困難な項目・・・・・・・・ 2項目

25の環境指標の達成状況は、【A】判定が9項目、【B】判定が11項目、【C】判定が3項目、【－】判定が2項目という結果になりました。

とくに、【C】判定とされた「水生生物水質調査参加校」・「一人1日当たりのごみ排出量（生活系）」・「子どもエコクラブ登録数」の内、「水生生物水質調査参加校」及び「子どもエコクラブ登録数」については、小学校の統廃合もあったことから、見直しを図ることとします。

また、「一人1日当たりのごみ排出量（生活系）」の削減については、使用済み小型家電の宅配便回収や拠点回収、プラスチック製品の分別回収など新たな取り組みを講じて、ごみの排出量削減に努めます。

なお、令和2年度に「悪化」と評価された4指標の原因と今後の取り組み方針は、次のとおりです。

環境指標	単位	策定時	現況	原因	今後の取組
景観住民協定 締結数	地区	2	0	協定締結期間満了につき、0地区となっています。	協定によらない地域の実情に応じた景観の形成に努めています。
民俗芸能保存 団体数	団体	15	14	後継者不足による活動休止が、主な原因となっています。	現在ある団体の活動を指導・支援を継続して行っています。
1人1日当たり のごみ排出量	g	1,004	1,096	観光の町を標榜している当町では、観光客や滞在者から排出されるごみの総量が近隣市町よりも多く、人口減少に対し、世帯数が増加していることや、事業系ごみが生活系ごみに出されている可能性があることが、原因として考えられます。	(とくに観光)事業者への適正排出についての周知を行うとともに新たに小型家電の宅配便回収・拠点回収を実施し、ごみの排出量削減に取り組みます。
一般廃棄物 リサイクル率	%	28.3	25.0	資源ごみとして排出されたものが、汚れにより資源化できないなど、適正な分別等がなされていないことが、原因として考えられます。	きれいに洗いを切ったものを、汚れにより分別して排出するよう、啓発を行います。また、使用済み食用油・小型家電回収、集団資源回収等の事業について周知を行い、リサイクルの意識の向上に努めます。

これまでの取り組みの内、有効であった取り組みについては更なる推進、また、目標を達成するために取り組みの強化、新たな取り組みが必要とされた取り組みについては、新たな取り組みの改善と検討に資する環境関連の情報収集並びに整理を行いながら、目標達成に向け、各種個別施策に取り組んでまいります。

4. 総括の結果

雫石町環境基本計画の計画期間においては、少子高齢化による人口減少社会の到来、東日本大震災を起因とした沿岸部への津波被害、新型コロナウイルス感染症の拡大など、目まぐるしく変化しており、さらに今日の環境問題は、水質汚濁や近隣騒音をはじめとする公害に関する苦情、エネルギーの大量消費、地球温暖化に伴う気候変動、海洋プラスチックごみによる海洋汚染など、多種多様な環境問題へと変貌しています。

また、平成27年には国連サミットで採択された17の持続可能な開発目標SDGsが設定されたほか、同年12月には、温室効果ガス排出量削減についての国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、地球という大きな視野で捉えた環境保全の理念と取り組みが必要となっています。

これらの環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への負荷が大きく関わっていることから、一人ひとりのライフスタイルや社会経済活動のあり方を見直していくことが必要とされており、新たに策定された「第二期雫石町環境基本計画」において、設定した『美しく豊かな環境の保全と持続可能なまち』の実現に向けて、気候変動への対策並びに適応策として、温室効果ガス排出量の更なる削減による2050年カーボンニュートラル、低（脱）炭素社会の実現、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進による循環型社会の構築、良好な大気や水環境保全など公害発生の防止、環境づくりの担い手を育成する環境学習並びに教育の推進、希少種の保護並びに外来生物の駆除など生物多様性の保全について、重点的に取り組んでいく必要があり、国や県などの関係機関や事業者並びに町民と連携しながら、長期的な視点に立った総合的な各種環境政策に、今後も取り組んでまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



参 考 资 料

目 次

(参考資料1)	測 定 結 果 等.....	- 2 -
(参考資料2)	環 境 基 準 等.....	- 38 -
(参考資料3)	審議会委員名簿.....	- 49 -
(参考資料4)	用 語 集.....	- 50 -

(参考資料1) 測定結果等

【公共用水域水質測定結果】

(岩手県公共用水域水質測定結果データブック)

参考資料 図1 公共用水域の水質調査地点



(注) ●印：毎年測定を継続している基準点
○印：測定を補完する補助地点

(参考資料1) 測定結果等

以下、表 1-1 から表 1-8 までは県及び国土交通省が測定した河川等の水質調査結果

参考資料 表 1-1 春木場橋 (その1)

令和元年度		水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号	
		北上川支流	雫石川上流	春木場橋	A	基準地点	岩手県 国土交通省		03-046-01	
		4月24日	5月8日	5月15日	6月12日	7月10日	7月17日	8月28日	9月4日	9月11日
採取時刻		10時12分	11時10分	10時05分	9時40分	10時05分	11時20分	10時50分	11時50分	10時02分
採取位置		右岸	流心(中央)	右岸	右岸	右岸	流心(中央)	右岸	流心(中央)	右岸
採取水深	m	0.14	0	0.12	0.08	0.1	0	0.12	0	0.12
天候		曇り	晴れ	曇り	曇り	晴れ	薄曇り	雨	晴れ	雨
流況			通常の状態				通常の状態		通常の状態	
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
気温	°C	20.5	18.5	16.5	18.0	21	29	21.1	31	20.9
水温	°C	5.0	10.5	6.6	11.3	12.6	19.5	12.5	21	13.8
流量	m ³ /S	12.55		10.99	3.78	6.91		8.83		6.32
全水深	m	0.7		0.6	0.4	0.5		0.6		0.6
pH		7.1	7.0	7.3	7.8	8.1	8	7.5	7.7	8
DO	mg/l	11	11	11	10	9.9	10	9.4	9.7	9.7
BOD	mg/l	0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	< 0.5	0.6
COD	mg/l	1.0	1.9	1.3	1.3	1.2	1.3	1.4	1.7	1
SS	mg/l	4	12	2	< 1	1	< 1	1	< 1	< 1
大腸菌群数	MPN/100ml	49	330	240	490	1300	790	24000	280	13000
全窒素	mg/l	0.32	0.39	0.24	0.22	0.19	0.12	0.22	0.21	0.28
全燐	mg/l	0.007	0.017	0.008	0.009	0.01	0.018	0.02	0.025	0.019
全亜鉛	mg/l	0.004	0.004	0.001	0.001	0.001		0.002	0.003	0.002
ノニルフェノール	mg/l		< 0.00006						< 0.00006	
LAS	mg/l		< 0.0006						< 0.0006	
クロロフィル-a	µg/L	< 2.0		< 2.0	< 2.0	< 2.0		< 2.0		2
糞便性大腸菌群数	個/100mL				74	40		460		430

参考資料 表 1-1 春木場橋 (その2)

令和元年度	水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号		
	北上川支流	雫石川上流	春木場橋	A	基準地点	岩手県 国土交通省		03-046-01		
		10月30日	11月13日	11月13日	12月11日	1月8日	1月22日	2月5日	3月4日	3月4日
採取時刻		9時48分	9時27分	12時00分	10時51分	12時25分	11時40分	10時38分	10時03分	11時35分
採取位置		右岸	右岸	流心(中央)	右岸	右岸	流心(中央)	右岸	右岸	流心(中央)
採取水深	m	0.12	0.12	0	0.12	0.14	0	0.12	0.12	0
天候		晴れ	晴れ	快晴	晴れ	みぞれ	曇り	雪	曇り	曇り
流況				通常の状況			通常の状況			通常の状況
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
気温	°C	15.8	11.1	16	6.7	0.5	1	-1	1.6	3
水温	°C	5.2	1.7	10	1.2	0.9	2	0.8	2	3.5
流量	m ³ /S	8.17	6.91		7.52	7.52		6.91	8.17	
全水深	m	0.6	0.6		0.6	0.7		0.6	0.6	
pH		7.5	7.8	7	7.6	7.4	7.3	7.5	7.4	7.2
DO	mg/l	10	12	11	12	14	14	14	13	13
BOD	mg/l	0.6	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
COD	mg/l	1.4	0.9	1.5	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	1
SS	mg/l	<1	<1	<1	1	1	<1	<1	<1	1
大腸菌群数	MPN/100ml	1300	240	110	490	330	110	49	130	110
全窒素	mg/l	0.29	0.14	0.18	0.16	0.11	0.1	0.14	0.13	0.14
全磷	mg/l	0.03	0.017	0.024	0.006	0.004	0.008	0.003	0.005	0.009
全亜鉛	mg/l	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002		0.002	0.002	0.001
ノニルフェノール	mg/l			<0.00006						<0.00006
LAS	mg/l			<0.0006						<0.0006
クロロフィル-a	µg/L	<2.0	<2.0		<2.0	<2.0		<2.0	<2.0	
糞便性大腸菌群数	個/100mL									

参考資料 表 1-2 葛根田橋 (その1)

令和元年度	水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号		
	北上川支流	雫石川上流	葛根田橋	A	基準地点	岩手県 国土交通省		03-046-02		
		4月17日	4月24日	5月8日	5月15日	6月5日	6月12日	7月10日	7月17日	8月21日
採取時刻		11時25分	10時53分	11時00分	10時50分	11時30分	10時20分	10時45分	11時10分	11時20分
採取位置		流心(中央)	左岸	流心(中央)	左岸	流心(中央)	左岸	左岸	流心(中央)	流心(中央)
採取水深	m	0	0.2	0	0.2	0	0.1	0.12	0	0
天候		快晴	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
流況		通常の状況		通常の状況				通常の状況		通常の状況
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
気温	℃	21	20.5	17.5	17.3	31.5	19	21.5	28	28
水温	℃	12	5.7	11	6.3	21	11.9	13	20.5	21.5
流量	m ³ /S		21.99		19.85		9.29	0.28		
全水深	m		1		1		0.5	0.6		
pH		7.2	7.1		7.2	7.5	7.6	7.8		7.3
DO	mg/l	11	11		11	9.2	10	9.5		8.6
BOD	mg/l	< 0.5	0.7		0.5	< 0.5	0.6	0.7		< 0.5
COD	mg/l	1.2	0.9		1.2	1.4	1.4	1.1		2.1
SS	mg/l	3	4		2	1	1	1		6
大腸菌群数	MPN/100ml	1700	2400		7900	2200	13000	4900		49000
全窒素	mg/l	0.59	0.38		0.34	0.72	0.52	0.35		0.49
全磷	mg/l	0.01	0.008		0.011	0.011	0.009	0.01		0.019
カドミウム	mg/l	< 0.0003				< 0.0003				< 0.0003
鉛	mg/l	< 0.002				< 0.002				< 0.002
六価クロム	mg/l	< 0.02				< 0.02				< 0.02
砒素	mg/l	0.001								0.001
総水銀	mg/l	< 0.0005				< 0.0005				< 0.0005
アルキル水銀	mg/l	< 0.0005				< 0.0005				< 0.0005
ジクロロメタン	mg/l	< 0.002		< 0.002		< 0.002				
四塩化炭素	mg/l	< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002				
1,2-ジクロロエタン	mg/l	< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004				
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	< 0.002		< 0.002		< 0.002				
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	< 0.002		< 0.002		< 0.002				
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005				
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006				
トリクロロエチレン	mg/l	< 0.001		< 0.001		< 0.001				
テトラクロロエチレン	mg/l	< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005				
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002				
チウラム	mg/l	< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006			< 0.0006	< 0.0006
シマジン	mg/l	< 0.0003		< 0.0003		< 0.0003			< 0.0003	< 0.0003
チオベンカルブ	mg/l	< 0.002		< 0.002		< 0.002			< 0.002	< 0.002
ふっ素	mg/l	< 0.1								
ほう素	mg/l	< 0.1								
アンチモン	mg/l	< 0.002								
全マンガン	mg/l	0.01		0.01		0.01			< 0.01	0.02
銅	mg/l	0.01		0.01		< 0.01			< 0.01	< 0.01
鉄溶解性	mg/l	< 0.1		0.1		< 0.1			< 0.1	< 0.1
全亜鉛	mg/l	0.007	0.002	0.002	0.002	< 0.001	0.001	0.002	0.004	0.002
ノニルフェノール	mg/l			< 0.00006						< 0.00006
LAS	mg/l			< 0.0006						< 0.0006
塩化物イオン	mg/L	4				4				3
クロロフィル-a	µg/L		< 2.0		< 2.0		2	< 2.0		
糞便性大腸菌群数	個/100mL						460	1800		

参考資料 表 1-2 葛根田橋 (その2)

令和元年度	水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号		
	北上川支流	雫石川上流	葛根田橋	A	基準地点	岩手県 国土交通省		03-046-02		
		8月28日	9月4日	9月11日	10月30日	10月30日	11月13日	11月13日	12月11日	12月11日
採取時刻		12時18分	11時35分	10時41分	10時24分	11時30分	10時01分	11時45分	10時30分	11時45分
採取位置		左岸	流心(中央)	左岸	左岸	流心(中央)	左岸	流心(中央)	流心(中央)	左岸
採取水深	m	0.15	0	0.12	0.14	0	0.12	0	0	0.1
天候		雨	晴れ	雨	晴れ	晴れ	晴れ	快晴	晴れ	晴れ
流況			通常の状況			通常の状況		通常の状況	通常の状況	
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
気温	°C	20.6	29	20.9	16.5	16	12	13	7	8.8
水温	°C	12.8	21	13	6.7	13.5	2.1	11	6	1.5
流量	m ³ /S	2.78		0.12	1.97		0.28			0.77
全水深	m	0.77		0.6	0.7		0.6			0.5
pH		7.5		7.6	7.5	7.1	7.6		7.4	7.5
DO	mg/l	9.3		9.4	10	10	11		12	12
BOD	mg/l	0.6		0.6	< 0.5	< 0.5	< 0.5		< 0.5	< 0.5
COD	mg/l	1.1		1	1.2	1.2	0.8		1	0.6
SS	mg/l	5		1	1	1	1		< 1	< 1
大腸菌群数	MPN/100ml	79000		33000	13000	11000	7900		2200	3300
全窒素	mg/l	0.34		0.38	0.28	0.26	0.24		0.26	0.27
全磷	mg/l	0.014		0.01	0.01	0.017	0.007		0.011	0.005
カドミウム	mg/l					< 0.0003			< 0.0003	
鉛	mg/l					< 0.002			< 0.002	
六価クロム	mg/l					< 0.02			< 0.02	
砒素	mg/l					0.003			0.001	
総水銀	mg/l					< 0.0005			< 0.0005	
アルキル水銀	mg/l					< 0.0005			< 0.0005	
ジクロロメタン	mg/l					< 0.002			< 0.002	
四塩化炭素	mg/l					< 0.0002			< 0.0002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l					< 0.0004			< 0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l					< 0.002			< 0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l					< 0.002			< 0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l					< 0.0005			< 0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l					< 0.0006			< 0.0006	
トリクロロエチレン	mg/l					< 0.001			< 0.001	
テトラクロロエチレン	mg/l					< 0.0005			< 0.0005	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l					< 0.0002			< 0.0002	
チウラム	mg/l		< 0.0006			< 0.0006		< 0.0006		
シマジン	mg/l		< 0.0003			< 0.0003		< 0.0003		
チオベンカルブ	mg/l		< 0.002			< 0.002		< 0.002		
ふっ素	mg/l					< 0.1				
ほう素	mg/l					< 0.1				
アンチモン	mg/l					< 0.002				
全マンガン	mg/l		< 0.01			< 0.01		< 0.01	0.01	
銅	mg/l		< 0.01			< 0.01		< 0.01	< 0.01	
鉄_溶解性	mg/l		< 0.1			< 0.1		< 0.1	< 0.1	
全亜鉛	mg/l	0.004	0.007	0.001	0.002	0.002	0.003	0.003	0.001	0.001
ノニルフェノール	mg/l							< 0.00006		
LAS	mg/l							< 0.0006		
塩化物イオン	mg/L					6			5	
クロロフィル-a	µg/L	< 2.0		< 2.0	< 2.0		< 2.0			< 2.0
糞便性大腸菌群数	個/100mL	3000		1600						

参考資料 表 1-2 葛根田橋 (その3)

令和元年度	水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号
	北上川支流	雫石川上流	葛根田橋	A	基準地点	岩手県 国土交通省		03-046-02
		1月8日	1月22日	2月5日	2月12日	3月4日	3月4日	
採取時刻		13時53分	11時30分	11時55分	10時45分	10時48分	11時25分	
採取位置		左岸	流心(中央)	左岸	流心(中央)	左岸	流心(中央)	
採取水深	m	0.12	0	0.1	0	0.12	0	
天候		曇り	曇り	雪	晴れ	曇り	曇り	
流況			通常の状況		通常の状況		通常の状況	
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	
気温	℃	1.5	3	-0.1	7	2.4	4	
水温	℃	0.9	4.5	0.8	5	4.4	4.5	
流量	m ³ /S	0.62				0.38		
全水深	m	0.6		0.5		0.6		
pH		7.4		7.7	7.9	7.6		
DO	mg/l	13		13	13	13		
BOD	mg/l	< 0.5		< 0.5	< 0.5	< 0.5		
COD	mg/l	0.8		1	1.2	1.1		
SS	mg/l	1		1	1	1		
大腸菌群数	MPN/100ml	240000		79000	79000	130000		
全窒素	mg/l	0.27		0.35	0.54	0.49		
全磷	mg/l	0.006		0.005	0.013	0.009		
カドミウム	mg/l				< 0.0003			
鉛	mg/l				< 0.002			
六価クロム	mg/l				< 0.02			
砒素	mg/l				< 0.001			
総水銀	mg/l				< 0.0005			
アルキル水銀	mg/l				< 0.0005			
ジクロロメタン	mg/l				< 0.002			
四塩化炭素	mg/l				< 0.0002			
1,2-ジクロロエタン	mg/l				< 0.0004			
1,1-ジクロロエチレン	mg/l				< 0.002			
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l				< 0.002			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l				< 0.0005			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l				< 0.0006			
トリクロロエチレン	mg/l				< 0.001			
テトラクロロエチレン	mg/l				< 0.0005			
1,3-ジクロロプロペン	mg/l				< 0.0002			
チウラム	mg/l							
シマジン	mg/l							
チオベンカルブ	mg/l							
ふっ素	mg/l							
ほう素	mg/l							
アンチモン	mg/l							
全マンガン	mg/l		< 0.01		0.01		0.01	
銅	mg/l		0.01		0.02		0.01	
鉄_溶解性	mg/l		< 0.1		< 0.1		< 0.1	
全亜鉛	mg/l	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	< 0.001	
ノニルフェノール	mg/l				< 0.00006			
LAS	mg/l				0.001			
塩化物イオン	mg/L				6			
クロロフィル-a	µg/L	< 2.0		3		< 2.0		
糞便性大腸菌群数	個/100mL							

参考資料 表 1-3 矢川橋

令和元年度	水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号	
	北上川支流	雫石川上流	矢川橋	A	基準地点	岩手県		03-046-03	
	5月8日	6月5日	7月17日	9月4日	10月30日	11月13日	1月22日	3月4日	
採取時刻	11時30分	11時40分	11時35分	12時10分	11時50分	12時15分	12時00分	11時55分	
採取位置	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	
採取水深	m	0	0	0	0	0	0	0	
天候		晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	快晴	曇り	曇り
流況		通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
気温	°C	18	31	32	28	15.5	14	0	2
水温	°C	11.5	21	21.5	22	12.5	10	2	3.5
pH		7		7.6	7.4		7	7.1	7
DO	mg/l	11		9.5	9.3		11	14	13
BOD	mg/l	< 0.5		< 0.5	< 0.5		< 0.5	< 0.5	< 0.5
COD	mg/l	3.1		1.9	1.8		1.7	1.1	1.3
SS	mg/l	6		1	< 1		< 1	< 1	< 1
大腸菌群数	MPN/100ml	1100		1800	3300		170	170	79
全窒素	mg/l	0.56		0.6	0.86		0.15	0.35	0.61
全磷	mg/l	0.029		0.021	0.012		0.008	0.006	0.013
ジクロロメタン	mg/l		< 0.002					< 0.002	
四塩化炭素	mg/l		< 0.0002					< 0.0002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		< 0.0004					< 0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		< 0.002					< 0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		< 0.002					< 0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		< 0.0005					< 0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		< 0.0006					< 0.0006	
トリクロロエチレン	mg/l		< 0.001					< 0.001	
テトラクロロエチレン	mg/l		< 0.0005					< 0.0005	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	< 0.0002	< 0.0002			< 0.0002		< 0.0002	< 0.0002
チウラム	mg/l	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
シマジン	mg/l	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
チオベンカルブ	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
全亜鉛	mg/l	0.005			0.003		0.002		0.002
ノニルフェノール	mg/l	< 0.00006			< 0.00006		< 0.00006		< 0.00006
LAS	mg/l	< 0.0006			< 0.0006		< 0.0006		0.0007

参考資料 表 1-4 西山発電所取水堰

令和元年度	水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号	
	北上川支流	雫石川上流	西山発電所取水堰	A	補助地点	岩手県		03-046-51	
		4月17日	5月8日	6月5日	7月17日	8月21日	9月4日	10月30日	11月13日
採取時刻		10時20分	10時05分	10時25分	10時15分	10時30分	10時35分	10時40分	10時30分
採取位置		流心(中央)	流心(中央)						
採取水深	m	0	0	0	0	0	0	0	0
天候		快晴	晴れ	晴れ	雨	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
流況		通常の状態	通常の状態						
臭気		無臭	無臭						
色相		無色	無色						
気温	℃	18	18	26	24	26	27	13	12
水温	℃	9	8.5	16.5	16.5	18	18.5	10.5	8.5
pH		6.7	6.7	7.2	7.1	7	7.1	7.1	6.9
カドミウム	mg/l	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
鉛	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
六価クロム	mg/l	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
砒素	mg/l	0.001	< 0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.018	0.002
総水銀	mg/l	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
アルキル水銀	mg/l	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
ふっ素	mg/l	< 0.1						< 0.1	
ほう素	mg/l	< 0.1						0.1	
アンチモン	mg/l	< 0.002						< 0.002	
全マンガン	mg/l	0.03	0.01	< 0.01	0.02	0.03	0.02	0.02	0.04
銅	mg/l	< 0.01	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
鉄_溶解性	mg/l	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
全亜鉛	mg/l	0.004	0.002	0.004	0.002	0.004	0.009	0.002	0.007
塩化物イオン	mg/L	4	3	3		2	2	13	

参考資料 表 1-5 高橋

令和元年度	水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号					
	北上川支流	雫石川上流	高橋	A	補助地点	岩手県		03-046-52					
		4月17日	5月8日	6月5日	7月17日	8月21日	9月4日	10月30日	11月13日	12月11日	1月22日	2月12日	3月4日
採取時刻		10時46分	10時30分	10時50分	10時45分	10時00分	11時05分	11時05分	10時55分	10時00分	11時00分	10時20分	10時45分
採取位置		流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)
採取水深	m	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天候		快晴	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	曇り	晴れ	曇り
流況		通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況	通常の状況
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
気温	℃	21	18	27	25.5	23	30	16	16.5	9	3	8	6.5
水温	℃	10	9.5	16.5	16.5	17.5	18.5	13.5	10	7	4	5	5.5
pH		6.9	6.8	7.1	7.2	6.9	7.1	7	6.8	7.2	7.1	7.5	7.1
砒素	mg/l	0.001	< 0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.005	0.002	0.002	0.006	0.003	0.004
ふっ素	mg/l	< 0.1						< 0.1					
ほう素	mg/l	< 0.1						< 0.1					
アンチモン	mg/l	< 0.002						< 0.002					
全マンガン	mg/l	0.03	0.01	0.04	0.01	0.04	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.04	0.04
銅	mg/l	0.01	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.01	0.03	0.01
鉄_溶解性	mg/l	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
全亜鉛	mg/l	0.003	0.002	0.006	0.002	0.002	0.009	0.006	0.002	0.002	0.004	0.005	0.001
塩化物イオン	mg/L	4		3		2		8		5		7	

参考資料 表 1-6 新用の沢橋

令和元年度		水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号
		北上川支流	雫石川上流	新用の沢橋	A	補助地点	岩手県		03-046-53
		5月8日	7月17日	9月4日	11月13日	1月22日	3月4日		
採取時刻		11時40分	11時50分	12時00分	12時35分	12時20分	12時15分		
採取位置		流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)		
採取水深	m	0	0	0	0	0	0		
天候		晴れ	晴れ	晴れ	快晴	曇り	曇り		
流況		通常の状態	通常の状態	通常の状態	通常の状態	通常の状態	通常の状態		
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭		
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色		
気温	℃	19	29	30	15.5	0	1		
水温	℃	12	21.5	22	11.5	3	4		
pH		6.9	7.2	7.2	7	7.1	6.9		
DO	mg/l	10	9.1	9	11	13	12		
BOD	mg/l	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5		
SS	mg/l	3	< 1	1	< 1	< 1	< 1		
大腸菌群数	MPN/100ml	330	3300	7000	1300	330	170		
全窒素	mg/l	0.4	0.44	0.94	0.39	0.52	0.29		
全磷	mg/l	0.016	0.024	0.021	0.019	0.013	0.007		

参考資料 表1-7 南川

令和元年度	水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号					
	北上川支流	雫石川上流	南川	A	補助地点	国土交通省		03-046-54					
	4月24日	5月15日	6月12日	7月10日	8月28日	9月11日	10月30日	11月13日	12月11日	1月8日	2月5日	3月4日	
採取時刻	9時20分	8時50分	8時50分	9時15分	10時05分	9時19分	9時06分	8時50分	9時59分	10時50分	9時29分	9時12分	
採取位置	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	流心(中央)	
採取水深	m	0.14	0.12	0.12	0.1	0.1	0.1	0.12	0.1	0.14	0.12	0.12	0.14
天候		曇り	雨	晴れ	曇り	曇り	雨	曇り	晴れ	晴れ	雪	雪	曇り
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭						
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色						
気温	℃	18.4	18.5	19.4	21.3	20.9	21.9	16.6	8.5	9.4	0.2	-0.1	1
水温	℃	7.5	9.6	11.8	12.8	15	16.5	5.3	1	2	1	1	3.2
流量	m ³ /S	2.82	2.01		1.76	1.6	0	0.51	1.05	1.84	1.76	2.27	3.12
全水深	m	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.7	0.6	0.6	0.7
pH		7.1	7.3	7.4	7.5	7.3	7.4	7.3	7.3	7.2	7.1	7.2	7.1
DO	mg/l	11	10	10	9.6	8.8	8.8	10	11	13	13	13	13
BOD	mg/l	0.6	1	< 0.5	< 0.5	0.6	0.5	0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
COD	mg/l	1.1	1.8	1.6	1.5	1.9	1.4	1.5	1.4	1.1	1.1	0.9	0.9
SS	mg/l	< 1	1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1
大腸菌群数	MPN/100ml	1300	4900	4900	4900	24000	35000	3300	2400	330	2400	240	330
全窒素	mg/l	0.27	0.43	0.49	0.25	0.21	0.28	0.2	0.1	0.2	0.22	0.27	0.29
全磷	mg/l	0.004	0.013	0.011	0.01	0.011	0.013	0.004	0.005	0.003	0.005	0.004	0.005
全亜鉛	mg/l	0.002	0.001	0.001	0.002	0.003	0.001	0.001	0.003	0.02	0.002	0.002	0.003
クロロフィル-a	µg/L	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0
糞便性大腸菌群数	個/100mL			140	250	510	3300						

参考資料 表1-8 L-17ダムサイト(その1)

令和元年度	水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号					
	北上川支流	御所ダム貯水池	L-17(ダムサイト)	A	基準地点	国土交通省		03-507-01					
		4月24日	4月24日	4月24日	5月15日	5月15日	5月15日	6月12日	6月12日	6月12日	7月10日	7月10日	7月10日
採取時刻		9時20分	10時50分	11時20分	9時30分	10時30分	11時00分	9時30分	10時30分	11時00分	9時30分	10時20分	10時50分
採取位置		上層(表層)	中層	下層	上層(表層)	中層	下層	上層(表層)	中層	下層	上層(表層)	中層	下層
採取水深	m	0.5	10.45	19.9	0.5	11.9	22.8	0.5	10.75	20.5	0.5	9.8	18.6
天候		曇り	曇り	曇り	雨	雨	雨	曇り	曇り	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	白色・乳白色・淡(明)	白色・乳白色・淡(明)	白色・乳白色・淡(明)
気温	℃	17	17	17	14.2	14.2	14.2	21	21	21	22.8	22.8	22.8
水温	℃	11.2	8.2	7.3	15.2	9.7	9	18.3	11.1	9.8	21.2	15.7	11
流量	m ³ /S	45.69	45.69	45.69	28.39	28.39	28.39	15.02	15.02	15.02	17.9	17.9	17.9
全水深	m	20.9	20.9	20.9	23.8	23.8	23.8	21.5	21.5	21.5	19.6	19.6	19.6
透明度	m	2			2			2.3			2		
pH		7.2	7.2	7.1	7.5	7.2	7.1	7.3	6.9	6.8	7.7	7.2	6.8
DO	mg/l	10	11	11	11	10	10	9.5	7.7	7.4	10	9.8	3
BOD	mg/l	0.8	0.5	0.7	1.2	0.7	0.5	0.9	0.6	< 0.5	0.8	< 0.5	< 0.5
COD	mg/l	2.2	1.5	1.2	1.6	1.6	1.5	2.1	2	1.9	2	2.1	2.7
SS	mg/l	4	3	4	2	4	4	1	4	4	2	4	15
大腸菌群数	MPN/100ml	3	490	790	490	2400	490	330	130	240	490	490	3300
底層DO	mg/l	330		11			10			7.4			3
全窒素	mg/l		0.42	0.46	0.32	0.4	0.43	0.44	0.43	0.47	0.47	0.49	0.62
全磷	mg/l	0.43	0.007	0.008	0.013	0.013	0.014	0.01	0.009	0.012	0.011	0.016	0.033
カドミウム	mg/l	0.006									< 0.0003		
全シアン	mg/l										< 0.001		
鉛	mg/l										< 0.001		
六価クロム	mg/l										< 0.005		
砒素	mg/l										0.001		
総水銀	mg/l										< 0.0005		
PCB	mg/l										< 0.0005		
ジクロロメタン	mg/l										< 0.002		
四塩化炭素	mg/l										< 0.0002		
1,2-ジクロロエタン	mg/l										< 0.0004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l										< 0.01		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l										< 0.004		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l										< 0.1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l										< 0.0006		
トリクロロエチレン	mg/l										< 0.001		
テトラクロロエチレン	mg/l										< 0.001		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l										< 0.0002		
テトラム	mg/l										< 0.0006		
シマジン	mg/l										< 0.0003		
テオベンカルブ	mg/l										< 0.002		
ベンゼン	mg/l										< 0.001		
セレン	mg/l										< 0.001		
亜硝酸性窒素	mg/l	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l										0.18		
ふっ素	mg/l										< 0.05		
ほう素	mg/l										0.02		
1,4-ジオキサ	mg/l										< 0.005		
全亜鉛	mg/l	0.002	0.003	0.004	0.004	0.005	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.006	0.005
ノニルフェノール	mg/l	< 0.00006			< 0.00006			< 0.00006			< 0.00006		
LAS	mg/l	< 0.0006			< 0.0006			< 0.0006			< 0.0006		
アンモニア性窒素	mg/L	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.07	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.09
クロロフィルa	µg/L	< 2.0	< 2.0	< 2.0	2	< 2.0	< 2.0	3	< 2.0	< 2.0	4	< 2.0	< 2.0
糞便性大腸菌群数	個/100mL	< 2	24	23	6	91	97	6	6	10	38	67	260
オルトリン酸態リン	mg/L	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.003	< 0.003	< 0.003	0.003	< 0.003	0.004	0.006

参考資料 表1-8 L-17ダムサイト(その2)

令和元年度	水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号					
	北上川支流	御所ダム貯水池	L-17(ダムサイト)	A	基準地点	国土交通省		03-507-01					
		8月28日	8月28日	8月28日	9月11日	9月11日	9月11日	10月30日	10月30日	10月30日	11月13日	11月13日	11月13日
採取時刻		9時10分	10時00分	10時30分	9時30分	10時06分	10時30分	9時00分	10時19分	11時00分	8時50分	10時36分	11時30分
採取位置		上層(表層)	中層	下層									
採取水深	m	0.5	9.25	17.5	0.5	9.1	17.2	0.5	10.75	20.5	0.5	10.95	20.9
天候		曇り	曇り	曇り	雨	雨	雨	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
臭気		無臭											
色相		白色・乳白色・淡(明)											
気温	℃	22.2	22.2	22.2	23	23	23	13.6	13.6	13.6	7.6	7.6	7.6
水温	℃	22.1	18.6	14.6	24.7	17.8	13.8	12.8	12.1	11.5	10.2	9.6	8.9
流量	m ³ /S	29.78	29.78	29.78	14.93	14.93	14.93	26.27	26.27	26.27	14.15	14.15	14.15
全水深	m	18.5	18.5	18.5	18.2	18.2	18.2	21.5	21.5	21.5	21.9	21.9	21.9
透明度	m	1.5			1.8			1.8			1.8		
pH		7.9	7.2	6.8	7.8	7.3	7	7.3	7.1	7.2	7.4	7.3	7.2
DO	mg/l	9.2	7.2	1.3	9.3	6.3	< 0.5	9.9	9	9.2	10	10	10
BOD	mg/l	1.3	0.6	0.7	1.3	< 0.5	0.8	0.5	0.7	0.8	0.9	0.5	0.5
GOD	mg/l	2.5	2.2	2.7	1.8	1.2	4.7	2	1.9	2	1.8	1.4	1.3
SS	mg/l	1	6	11	1	3	10	3	4	14	2	2	4
大腸菌群数	MPN/100ml	2400	7900	24000	3300	1300	24000	3300	7900	7900	240	790	790
底層DO	mg/l			1.3			< 0.5			9.2			10
全窒素	mg/l	0.37	0.49	0.51	0.36	0.48	1.1	0.4	0.46	0.53	0.33	0.29	0.3
全磷	mg/l	0.015	0.021	0.017	0.017	0.014	0.025	0.012	0.014	0.023	0.01	0.01	0.01
カドミウム	mg/l										< 0.0003		
全シアン	mg/l										< 0.001		
鉛	mg/l										< 0.001		
六価クロム	mg/l										< 0.005		
砒素	mg/l										< 0.001		
総水銀	mg/l										< 0.0005		
PCB	mg/l										< 0.0005		
ジクロロメタン	mg/l										< 0.002		
四塩化炭素	mg/l										< 0.0002		
1,2-ジクロロエタン	mg/l										< 0.0004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l										< 0.01		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l										< 0.004		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l										< 0.1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l										< 0.0006		
トリクロロエチレン	mg/l										< 0.001		
テトラクロロエチレン	mg/l										< 0.001		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l										< 0.0002		
テトラム	mg/l										< 0.0006		
シマジン	mg/l										< 0.0003		
テオベンカルブ	mg/l										< 0.002		
ベンゼン	mg/l										< 0.001		
セレン	mg/l										< 0.001		
亜硝酸性窒素	mg/l	0.002	0.002	0.003	0.003	0.006	0.001	0.002	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l										0.21		
ふっ素	mg/l										< 0.05		
ほう素	mg/l										0.03		
1,4-ジオキサソ	mg/l										< 0.005		
全亜鉛	mg/l	0.003	0.004	0.004	0.008	0.003	0.005	0.014	0.003	0.005	0.006	0.003	0.005
ノニルフェノール	mg/l	< 0.00006			< 0.00006			< 0.00006			< 0.00006		
LAS	mg/l	< 0.0006			< 0.0006			< 0.0006			< 0.0006		
アンモニア態窒素	mg/L	< 0.05	< 0.05	0.21	< 0.05	< 0.05	0.46	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05
クロロフィル-a	µg/L	3	< 2.0	< 2.0	4	< 2.0	< 2.0	2	< 2.0	< 2.0	4	2	< 2.0
糞便性大腸菌群数	個/100mL	18	110	92	7	16	52	83	130	220	12	18	24
オルトリン酸態リン	mg/L	< 0.003	0.006	0.004	< 0.003	0.004	0.008	< 0.003	0.004	0.01	< 0.003	< 0.003	< 0.003

参考資料 表1-8 L-17ダムサイト(その3)

令和元年度	水系名	水域名	測定地点名	類型	基準点	調査機関名	分析機関名	地点統一番号					
	北上川支流	御所ダム貯水池	L-17(ダムサイト)	A	基準地点	国土交通省		03-507-01					
	12月11日	12月11日	12月11日	1月8日	1月8日	1月8日	2月5日	2月5日	2月5日	3月4日	3月4日	3月4日	
採取時刻	9時40分	10時40分	11時10分	10時30分	11時28分	12時10分	9時40分	10時26分	11時00分	9時40分	10時40分	11時10分	
採取位置	上層(表層)	中層	下層	上層(表層)	中層	14.4	上層(表層)	中層	下層	上層(表層)	中層	下層	
採取水深	m	0.5	12.05	23.1	0.5	7.7	22.3	0.5	7.5	14	0.5	11.7	22.4
天候		晴れ	晴れ	晴れ	雪	雪	雪	雪	雪	雪	曇り	曇り	曇り
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
気温	℃	4.8	4.8	4.8	0	0	0	-1.2	-1.2	-1.2	1.2	1.2	1.2
水温	℃	4.6	4.5	4.9	1.3	2.2	2.2	3	3.6	3.7	4.2	4.3	4.4
流量	m ³ /S	26.9	26.9	26.9	27.14	27.14	27.14	26.9	26.9	26.9	27.27	27.27	27.27
全水深	m	24.1	24.1	24.1	15.4	15.4	15.4	15	15	15	23.4	23.4	23.4
透明度	m	2			3			3.1			2.2		
pH		7.3	7.3	7.3	7.3	7.2	7.3	7.2	7.2	7.2	7.3	7.3	7.2
DO	mg/l	12	11	11	13	12	12	12	12	11	12	12	12
BOD	mg/l	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5
COD	mg/l	1.3	1.4	0.8	1.5	1.7	1.4	1.2	1.3	1.2	1.5	1.4	1.4
SS	mg/l	1	1	1	2	1	1	< 1	< 1	< 1	1	1	1
大腸菌群数	MPN/100ml	490	490	790	1300	4900	3300	2400	1300	790	790	3300	1300
底層DO	mg/l			11			12			11			12
全窒素	mg/l	0.31	0.31	0.3	0.27	0.28	0.28	0.32	0.32	0.37	0.48	0.47	0.45
全磷	mg/l	0.006	0.005	0.006	0.006	0.006	0.005	0.007	0.005	0.004	0.01	0.008	0.008
カドミウム	mg/l												
全シアン	mg/l												
鉛	mg/l												
六価クロム	mg/l												
砒素	mg/l												
総水銀	mg/l												
PCB	mg/l												
ジクロロメタン	mg/l												
四塩化炭素	mg/l												
1,2-ジクロロエタン	mg/l												
1,1-ジクロロエチレン	mg/l												
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l												
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l												
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l												
トリクロロエチレン	mg/l												
テトラクロロエチレン	mg/l												
1,3-ジクロロプロペン	mg/l												
チウラム	mg/l												
シマジン	mg/l												
チオベンカルブ	mg/l												
ベンゼン	mg/l												
セレン	mg/l												
亜硝酸性窒素	mg/l	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l												
ふっ素	mg/l												
ほう素	mg/l												
1,4-ジオキサン	mg/l												
全亜鉛	mg/l	0.004	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.006	0.003	0.004	0.005	0.002	0.002
ノニルフェノール	mg/l	< 0.00006			< 0.00006			< 0.00006			< 0.00006		
LAS	mg/l	< 0.0006			< 0.0006			< 0.0006			< 0.0006		
アンモニア態窒素	mg/L	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05
クロロフィルa	μg/L	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0	< 2.0
糞便性大腸菌群数	個/100mL	4	13	11	20	28	38	26	21	26	10	16	18
オルトリン酸態リン	mg/L	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003

【地下水測定結果】

(令和元年度版岩手県公共用水域水質測定結果データブック)

参考資料 表-2 概況調査 (mg/L)

地区名	七ツ森	
地点番号	301-110-200	
採取年月日	2019.07.01	
カドミウム		
全シアン		
鉛		
六価クロム		
砒素		
総水銀		
アルキル水銀		
PCB		
ジクロロメタン		
四塩化炭素		
1,2-ジクロロエタン		
1,1-ジクロロエチレン		
1,1,1-トリクロロエタン		
1,1,2-トリクロロエタン		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
1,3-ジクロロプロペン		
チラウム		
シマジン		
チオベンカルブ		
ベンゼン		
セレン		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.0	
亜硝酸性窒素		
ふっ素		
ほう素		
塩化ビニルモノマー		
1,2-ジクロロエチレン		
1,4-ジオキサン		
有機燐化合物		
pH	6.2	
電気伝導度	91	
水温	13	

※ 継続調査 (mg/L)

地区名	板橋	栗石	繫	
地点番号	301-100-400	301-400-600	301-900-100	
採取年月日	2019.07.01	2019.07.01	2019.07.01	
カドミウム				
全シアン				
鉛		0.003		
六価クロム				
砒素			0.011	
総水銀				
アルキル水銀				
P C B				
ジクロロメタン				
四塩化炭素				
1,2-ジクロロエタン				
1,1-ジクロロエチレン				
1,1,1-トリクロロエタン				
1,1,2-トリクロロエタン				
トリクロロエチレン				
テトラクロロエチレン				
1,3-ジクロロプロペン				
チラウム				
シマジン				
チオベンカルブ				
ベンゼン				
セレン				
硝酸性窒素				
亜硝酸性窒素				
ふっ素				
ほう素				
塩化ビニルモノマー				
1,2-ジクロロエチレン				
1,4-ジオキサン				
pH	6.5	6.3	7.2	
電気伝導度	76	83	160	
水温	18	18.5	15	

【ダイオキシン類測定結果】

(岩手県公共用水域水質測定結果データブック)

参考資料 図2 ダイオキシン類測定地点



参考資料 表-3 公共用水域のダイオキシン類の調査結果

(環境基準値：水質 1 pg-TEQ/L、底質150pg-TEQ/g)

調査地点(水域名 地点名)	毒性等量濃度											
	水質(pg-TEQ/L)						底質(pg-TEQ/g)					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	H27	H28	H29	H30	R1	R2
矢櫃川 九十九沢合流点	0.031			0.039		0.035	0.15			0.17		0.14
上黒沢 高松2号橋	0.035			0.039		0.034	0.17			0.18		0.18
取染川 赤沢付近		0.061	0.035		0.035			0.18	0.096		0.13	
上野沢 全農排水口上流		0.065	0.038		0.034			0.17	0.12		0.16	
雫石川上流 葛根田橋	0.031	0.066	0.034	0.038	0.038	0.036	0.15	0.15	0.067	0.17	0.29	0.15
雫石川上流 矢川橋	0.032			0.038		0.035	0.19			0.18		0.42
御所ダム貯水池 ※			0.067			0.067			1.7			1.6

※国土交通省岩手河川国道事務所測定地点

【化学物質の排出量・移動量 (PRTR) の集計】

(環境省、岩手県ホームページ)

参考資料 表-4 平成30年度の雫石町内の状況

出件数：6件 合計量は下表のとおり

(kg/年)

化学物質の名称	延届出数 (事業所数)	排出量					移動量			排出・移動 量合計
		大気	水域	土壌	埋立	排出 量合計	下水道	廃棄 物	移動 量合計	
エチルベンゼン	2	5	0	0	0	5	0	0	0	5
塩化第二鉄	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
キシレン	4	91	0	0	0	91	0	44	44	135
1,2,4-トリメチルベンゼン	5	100	0	0	0	100	0	45	45	145
1,3,5-トリメチルベンゼン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トルエン	2	153	0	0	0	153	0	0	0	153
ニッケル化合物	1	0	2	0	0	2	0	580	580	582
ノルマルーヘキサン	2	395	0	0	0	395	0	0	0	395
ベンゼン	2	35	0	0	0	35	0	0	0	35
メチルナフタレン	1	22	0	0	0	22	0	0	0	22
合計	21	801	2	0	0	803	0	669	669	1,472

※合計には、ダイオキシン類は含まれておりません。

【公害苦情】

参考資料 表-5 公害苦情件数

(環境対策室)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大気	2	0	4	2	3	1	3	4
水質	8	5	8	5	7	5	5	2
騒音	0	0	0	0	0	2	2	1
悪臭	2	1	5	2	3	3	7	6
土壌	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	5	8	3	8	5	4	3
計	15	11	25	12	21	16	21	16

※令和2年度の主な苦情の内訳：

野外焼却は大気と悪臭、河川の汚れは水質と悪臭にそれぞれ重複カウントしている。

なお、水質は交通事故や家庭用ホームタンクからの油漏れ、その他は不法投棄である。

【公害防止（環境保全）協定】

参考資料 表-6 協定締結状況

(環境対策室)

事業所名	所在地	締結日	締結項目	
*1 盛岡セイコー工業(株)	板橋	S46.8.3	水質基準値、排水対策、使用薬品、報告等	精密工業
全農畜産サービス(株)	上和野	H1.8.4	排水対策、定期水質検査及び報告、悪臭対策、廃棄物処理、立入検査等	畜産
丹内建設(株)	笹森	H15.5.19	大気・水質・騒音・振動・悪臭・廃棄物対策、操業時間、交通安全、立入検査、測定報告等	産業廃棄物処理施設
(有)松原工業	小松坂	H15.8.1	大気・水質・騒音・振動・悪臭・廃棄物対策、交通安全、立入検査、実績報告等	産業廃棄物処理施設
*2 東北電力(株)、*3東北自然エネルギー(株)(東北水力地熱(株))	滝ノ上	H27.7.1 (H15.10.1)	環境測定、熱水等の処理(排水基準値)、施設整備の協議、立入調査等	発電
丸高商事(株)	上九十九沢	H18.8.1	大気・水質・騒音・振動・悪臭対策、廃棄物の種類、交通安全、立入検査、自主測定報告等	産業廃棄物処分場
(株)バイオマスパワーしずくいし	中黒沢川	H18.8.1	大気・水質・騒音・振動・悪臭・廃棄物対策、交通安全、立入検査、定期報告等	バイオマス

*1:盛岡市・滝沢市との協定に関して、町は立会人

*2:岩手県も含めた四者による協定

*3:東北水力地熱(株)が東星興行(株)を存続会社とする吸収合併により東北自然エネルギー(株)に変更になったことから新たに協定を結んだ。

【騒音調査結果】

(平成29年度版岩手県測定結果データブック)

参考資料 表-7 自動車騒音の環境基準達成状況

ア全体

路線名	始点	終点	評価区 間延長 (km)	評価結果(全体)									
				住居等 戸数		昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
				(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	
国道46号	柿木	高前田	0.3	1	1	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道雫石東 八幡平線	下町東	下町東	0.5	62	62	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道雫石東 八幡平線	下町東	町裏	0.4	56	56	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道雫石東 八幡平線	町裏	柿木	1.1	158	158	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道雫石東 八幡平線	柿木	谷地	0.1	7	7	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道停車場 線	寺の下	中町	0.5	31	31	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	

イ.幹線交通を担う道路に近接する空間

路線名	始点	終点	評価区 間延長 (km)	評価結果(近接空間)									
				住居等 戸数		昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
				(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	
国道46号	柿木	高前田	0.3	1	1	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道雫石東 八幡平線	下町東	下町東	0.5	43	43	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道雫石東 八幡平線	下町東	町裏	0.4	36	36	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道雫石東 八幡平線	町裏	柿木	1.1	85	85	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道雫石東 八幡平線	柿木	谷地	0.1	1	1	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道停車場 線	寺の下	中町	0.5	15	15	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	

ウ.非近接空間

路線名	始点	終点	評価区 間延長 (km)	評価結果(非近接空間)									
				住居等 戸数		昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
				(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	
国道46号	柿木	高前田	0.3	0	0	-	0	-	0	-	0	-	
県道雫石東 八幡平線	下町東	下町東	0.5	19	19	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道雫石東 八幡平線	下町東	町裏	0.4	20	20	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道雫石東 八幡平線	町裏	柿木	1.1	73	73	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道雫石東 八幡平線	柿木	谷地	0.1	6	6	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	
県道停車場 線	寺の下	中町	0.5	16	16	(100.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	

注1)「幹線交通を担う道路」とは、一般国道、県道である。

注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する場合、道路端から15メートルの範囲である。なお、常時監視は、道路端から50メートルの範囲内で実施している。

【自然環境】

参考資料 表-8 国立公園

公園名	指定年月日	面積(ha)	概要
十和田八幡平	S31.7.10	18,015	当公園は、十和田八甲田地域と八幡平地域の二地域からなる山岳公園ですが、当県には八幡平地域が属しています。当地域は、八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳などの火山群で構成されており、これらの山麓には温泉も湧出し、本県を代表する温泉観光地となっています。また、各山岳地域にはコマクサやチングルマをはじめとした高山植物が咲き、多くの登山者が訪れています。

参考資料 表-9 環境緑地保全地域

地域の名称	指定年月日	面積(ha)	概要
網張観光施設団地	S50.2.18	180	植生の保護、緑地の造成

参考資料 表-10 雫石十四景

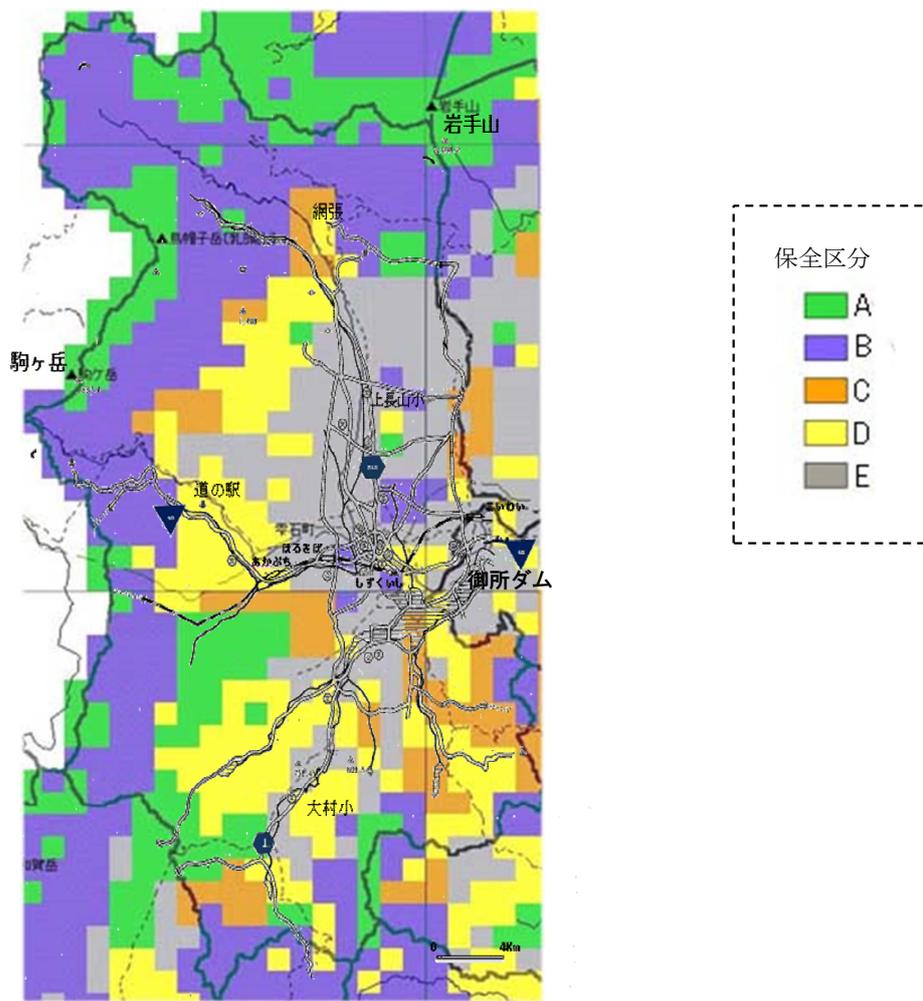
1	小岩井農場の一本桜と岩手山
2	生森山(七ツ森)からのパノラマ
3	雫石川園地の桜並木
4	鶯宿温泉の逢滝・夕滝
5	御所 矢櫃の溪流
6	御所街道の男助山と女助山
7	橋場街道 舟原(ふなら)の紅葉
8	残雪の駒ヶ岳
9	国見温泉と鹿倉橋の紅葉
10	千沼ヶ原湿原
11	葛根田溪谷と玄武の大岩屋
12	滝ノ上温泉 鳥越の滝
13	長山街道の弘法桜
14	網張温泉 犬倉の冬景色

参考資料 図3 国立公園等位置図 (岩手県「いわての自然保護」を一部修正)



参考資料 図4 生物的環境評価図

(岩手県自然環境保全指針 抜粋)



参考資料 表-11 保全区分

(岩手県自然環境保全指針 抜粋)

保全区分	内容	保全目標	保全方向
A	自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域	特に重要な植生について、保護・保全を図る。	植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。 事業の実施に当たっては、査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
	特に重要な動植物種が生息・生育する地域	特に重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて保護・保全を図る。	
B	自然度の高い重要な植生を含む地域	重要な植生について、最大限保全を図る。	事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
	重要な動植物種が生息・生育する地域	重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて最大限保全を図る。	
C	特に重要な地形・地質・自然景観が存在する地域	特に重要な地形・地質・自然景観について 最大限保全を図る。	事業の実施に当たっては調査等により現況を把握し積極的な保全に努める。
	二次的自然環境の中でも、比較的的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域	重要な植生について、適正な保全を図る。	
D	重要な動植物種が生息・生育する地域	重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。	事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮する。
	重要な地形・地質・自然景観が存在する地域	重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。	
E	二次的自然環境の中でも、比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域	自然環境と十分に調和した社会活動が営まれるよう配慮しながら、自然環境の保全を図る。	事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮する。
	自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域	残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。	自然環境に留意しながら適正な利用に努めるとともに、緑地などの自然環境の修復、育成に努める。

参考資料 表-12 雫石における絶滅の恐れのある野生生物

(いわてレッドデータブック 2014 抜粋)

区 分	絶滅(Ex)	野生絶滅(Ew)	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	情報不足	合 計
シダ植物	0	0	4	3	0	0	0	7
種子植物	0	0	29	60	58	2	4	153
植 物 計	0	0	33	63	58	2	4	160
脊椎動物	哺乳類	0	0	3	3	3	0	9
	鳥 類	0	0	2	5	7	9	23
	爬虫類	0	0	0	0	0	0	0
	両生類	0	0	0	0	1	3	4
	淡水魚類	0	0	0	1	1	0	3
節足動物	昆虫類	0	0	2	5	10	19	38
	その他	0	0	0	0	0	0	0
軟体動物	海産貝類	0	0	0	0	0	0	0
	陸産貝類	0	0	0	0	0	0	0
	淡水産貝類	0	0	0	0	0	0	0
動 物 計	0	0	4	14	22	34	3	77
合 計	0	0	37	77	80	36	7	237

参考資料 表-13 カテゴリー区分

(いわてレッドデータブック 2014 抜粋)

区 分	基本概念	要 件
絶滅(Ex)	すでに絶滅したと考えられる種	環境省レッドデータブック新カテゴリーの「絶滅」の基準に相当する種
野生絶滅(Ew)	飼育・栽培下でのみ存続している種	環境省レッドデータブック新カテゴリーの「野生絶滅」の基準に相当する種
Aランク	1 絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難な種	次のいずれかに該当するもの
	2 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて脆弱な種	環境省レッドデータブック新カテゴリーの「絶滅危惧Ⅰ類」の基準に相当する種 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて脆弱な種
Bランク	絶滅の危機が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来Aランクに移行することが考えられるもの	環境省レッドデータブック新カテゴリーの「絶滅危惧Ⅱ類」の基準に相当する種
Cランク	存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によってはAランク及びBランクに移行する要素を有するもの	環境省レッドデータブック新カテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種
Dランク	1 Cランクに準ずる種	次のいずれかに該当するもの
	2 優れた自然環境の指標となる種	現状では絶滅のおそれはないが、最近 減少が著しい等、Cランクに準ずる種
	3 岩手県を南限又は北限とする種等	優れた自然環境の指標となる種 岩手県を南限又は北限とする種や、特殊な分布をする種
情報不足	情報不足	環境省レッドデータブック新カテゴリーの「情報不足」の基準に相当する種

参考資料 表-14 雫石におけるAランクの生物一覧

(いわてレッドデータブック 2014 抜粋)

	科名	和名	改定前	分布の記述	備考
シダ植物	ヒカゲノカズラ科	スギラン	A	雫石町	
	ヒカゲノカズラ科	ミズスギ	A	雫石町	滝ノ上温泉
	イワヒバ科	コケスギラン	A	烏帽子岳	
	イノモトソウ科	リシリシノブ	A	烏帽子岳	
種子植物	キンポウゲ科	カザグルマ	B	雫石町	
	メギ科	トガクシソウ	B	雫石町	
	ボタン科	ベニバナヤマシャクヤク	A	雫石町	
	ユキノシタ科	ヤシャビシャク	A	岩手山	
	イチヤクソウ科	カラフトイチヤクソウ	A	烏帽子岳	
	サクラソウ科	ユキワリコザクラ	B	岩手山	
	マツムシソウ科	マツムシソウ	B	県内各地	
	キク科	クザカイタンポポ	A	県内各地	再検討が必要
	ユリ科	チシマゼキショウ	A	岩手山	
	ウキクサ科	ヒンジモ	A	雫石町	
	ミクリ科	ホソバウキミクリ	A	雫石町	
	ラン科	キンセイラン	A	奥羽山脈	
	ラン科	コアニチドリ	A	奥羽山脈	
	ラン科	サルメンエビネ	A	奥羽山脈	
	ラン科	キンラン	A	県内各地	
	ラン科	トケンラン	情報不足	雫石町	
	ラン科	クマガイソウ	A	県内各地	
	ラン科	カモメラン	A	奥羽山脈	
	ラン科	ツリシュスラン	A	奥羽山脈	
	ラン科	ヒロハツリシュスラン	A	奥羽山脈	
	ラン科	ヒメミヤマウズラ		駒ヶ岳	
	ラン科	フガクスズムシソウ	A	奥羽山脈	
	ラン科	クモイジガバチ	A	雫石町	
	ラン科	ホザキイチヨウラン	A	岩手山	岩手山、早池峰山だけ
	ラン科	サカネラン	A	雫石町	
	ラン科	イイヌマムカゴ	A	雫石町	
	ラン科	ツレサギソウ	C	県内各地	
	ラン科	ヒナチドリ		雫石町	
	ラン科	ヒトツボクロ	B	県内各地	
鳥類	タカ目タカ科	オジロワシ	A	雫石町	冬鳥として御所湖等に飛来
	タカ目タカ科	クマタカ	A	奥羽山脈	
昆虫類	チョウ目シロチョウ科	ヤマキチョウ	A	県内各地	
	チョウ目シジミチョウ科	ゴマシジミ	A	雫石町	

【指定文化財】

参考資料 表-15 指定文化財一覧

1. 国指定

区 分	名 称	所在地	所有者	指定等年月日	
重要文化財	小岩井農場施設	丸谷地	公益財団法人 小岩井農場財団	平成 29. 2. 23	
	本部事務所				
	本部第一号倉庫				
	本部第二号倉庫				
	乗馬厩				
	倶楽部				
	第一号牛舎				
	第二号牛舎				
	第三号牛舎				
	第四号牛舎				
	種牡牛舎				
	育牛部倉庫				
	第一号サイロ				
	第二号サイロ				
	秤量場				
冷蔵庫					
四階建倉庫					
玉蜀黍小屋（四棟）					
耕耘部倉庫					
名 勝	イーハトーブの風景地			平成 17. 3. 2	
	七つ森	七ツ森	町		
	狼森	丸谷地	小岩井農牧（株）		
記念 物	地質・鉱 物	葛根田の大岩屋	長山	国	昭和 18. 2. 19
登録有形文化財	上和野馬頭観世音本堂	上野	(宗) 上和野馬頭観世音	平成 28. 8. 1	
	上和野馬頭観世音旧堂	上野	(宗) 上和野馬頭観世音	平成 28. 8. 1	

2. 県指定

区分	名称		所在地	所有者	指定年月日	
記念物	史跡	雫石街道の一里塚	生森一里塚2基	七ツ森・繫	個人	昭和44.6.6
			高前田一里塚2基	長山・小日谷地	町	
	動物	白沼のモリアオガエル繁殖地		西根	国	昭和31.7.25

3. 町指定及び選定

区分	名称	所在地	所有者	指定等年月日	
有形	工芸品	鉄造神形座像懸仏	上野	個人	平成6.7.1
		金銅如来座像懸仏	西安庭	個人	平成6.7.1
		金銅独尊座像懸仏	西安庭	個人	平成6.7.1
	歴史資料	旧秋田街道国見峠の盛岡領境の石標	橋場		平成30.6.20
		旧秋田街道長山街道分岐の道路指導標	仁佐瀬		平成30.6.20
民俗	奉供養庚申塔	長山	個人	令和2.9.23	
無形	民俗	葛根田田植踊		葛根田田植踊保存会	昭和42.5.20
		山祇神楽		山祇神楽保存会	昭和42.5.20
		篠川原剣舞			昭和49.1.22
		西根念仏剣舞		西根念仏剣舞保存会	昭和61.4.11
		安庭あやつり人形芝居		あやつり人形芝居保存会	平成10.11.23
		上長山角力甚句		上長山無形文化財振興会	平成10.11.23
		雫石のどどさい節		安庭民踊省一会	平成10.11.23
		雫石の男よしゃれ		上長山無形文化財振興会	平成10.11.23
		南部雫石茶屋ふくし		安庭民踊省一会	平成19.4.3
		雫石よしゃれ		雫石よしゃれ保存会	平成22.3.4
				上長山無形文化財振興会	
				安庭民踊省一会	
雫石裸参り		雫石裸参り実行委員会	平成30.2.20		

区分	名称	所在地	所有者	指定等年月日
記念物	動物	チョウセンアカシジミ	町内	平成元. 7. 21
	植物	山祇神社の姥杉	南畑	平成6. 7. 1
		多賀神社の姥木	御明神	平成6. 7. 1
		七ツ田の弘法桜	長山	平成6. 7. 1
		雫石神社の杉	西根	平成6. 7. 1
記念物	植物	横欠のからかさ松	上野	平成17. 3. 4
		岩手山神社の夫婦杉	長山	平成24. 3. 1
選定保存技術	雫石亀甲織		しずくいし麻の会	平成17. 3. 4

4. 日本イコモス国内委員会

区分	名称	所在地	所有者	指定等年月日
20世紀遺産	小岩井農場	丸谷地	小岩井農牧(株)	平成29. 12. 8

(雫石町教育委員会)

【放射線量測定結果】

参考資料 表- 16 地表付近の放射線量

(測定主体：雫石町)

(中学校)

測定場所	測定日	校庭中央の 平均値 (単位: μ Sv/時)	局所的に線量が高かった地点の最大値 (単位: μ Sv/時) (23年度に基準値の2倍を超過した地点)	
		地上からの距離	地上からの距離	
		1 m (基準値)	5 cm	1 m
雫石中学校	R2. 12. 8	0. 04	0. 06	0. 04

(小学校)

測定場所	測定日	測定値 (単位： μ Sv/時)	局所的に線量が高かった地点の最大値 (単位： μ Sv/時) (23年度に基準値の2倍を超過した地点)	
		地上からの距離	地上からの距離	
		50 cm (基準値)	5 cm	50 cm
雫石小学校	R2. 12. 8	0.03	—	—
七ツ森小学校	R2. 12. 8	0.03	0.06	0.05
(旧) 上長山小学校	R2. 12. 9	0.02	基準値の2倍の超過地点なし	
西山小学校	R2. 12. 9	0.04	基準値の2倍の超過地点なし	
(旧) 西根小学校	R2. 12. 9	0.03	0.09	0.06
御明神小学校	R2. 12. 9	0.03	0.07	0.07
(旧) 橋場小学校	R2. 12. 9	0.03	基準値の2倍の超過地点なし	
(旧) 南畑小学校	R2. 12. 8	0.03	基準値の2倍の超過地点なし	
(旧) 大村小学校	R2. 12. 8	0.03	基準値の2倍の超過地点なし	
御所小学校	R2. 12. 8	0.04	基準値の2倍の超過地点なし	

(保育施設等)

測定場所	測定日	校庭中央の 平均値 (単位： μ Sv/時)	局所的に線量が高かった地点の最大値 (単位： μ Sv/時) (23年度に基準値の2倍を超過した地点)	
		地上からの距離	地上からの距離	
		50cm (基準値)	5 cm	50 cm
御明神保育所	R2. 12. 9	0.03	—	—
七ツ森保育所	R2. 12. 8	0.04	—	—
西根保育所	R2. 12. 9	0.03	0.03	0.03
橋場へき地 保育所	R2. 12. 9	0.04	基準値の2倍の超過地点なし	
大村へき地 保育所	R2. 12. 8	0.04	基準値の2倍の超過地点なし	
雫石児童館	R2. 12. 8	0.03	基準値の2倍の超過地点なし	
御所保育園	R2. 12. 8	0.03	基準値の2倍の超過地点なし	
西山保育園	R2. 12. 9	0.03	基準値の2倍の超過地点なし	
雫石保育園	R2. 12. 8	0.03	0.06	0.05
わかば幼稚園	R2. 12. 8	0.03	基準値の2倍の超過地点なし	
七ツ森放課後児 童クラブ	R2. 12. 8	0.03	基準値の2倍の超過地点なし	

(その他の測定場所) (単位: μ Sv/時)

測定場所	測定日	基準点の測定値			軒下	
		1 m	50 cm	5 cm	5 cm	
社会福祉施設						
町民憩いの家鶯宿集会所	舗装	R2. 12. 8	—	0. 04	—	0. 06
医療・保健施設						
健康センター	舗装	R2. 12. 8	—	0. 05	—	0. 05
観光施設						
滝の上園地休憩舎	舗装	R2. 10. 26	—	0. 04	—	0. 04
農林水産関係施設						
コテージ村管理棟	舗装	R2. 12. 8	—	0. 03	—	0. 04
交通関係施設						
雫石駅南イベント広場	舗装	R2. 12. 8	—	0. 04	—	0. 03
社会教育施設						
中央公民館	舗装	R2. 12. 8	—	0. 04	—	0. 04
雫石公民館	舗装	R2. 12. 8	—	0. 03	—	0. 05
御所公民館	舗装	R2. 12. 8	—	0. 03	—	0. 03
西山公民館	舗装	R2. 12. 9	—	0. 03	—	0. 04
御明神公民館	舗装	R2. 12. 9	—	0. 03	—	—
歴史民俗資料館	舗装	R2. 12. 8	—	0. 04	—	0. 04
社会体育施設						
体育館	舗装	R2. 12. 8	—	0. 03	—	0. 05
陸上競技場	芝	R2. 12. 8	—	0. 04	—	0. 04
鶯宿グラウンド	土	R2. 12. 8	—	0. 03	—	—
ゲートボール場	舗装	R2. 12. 8	—	0. 03	—	0. 04
クロスカントリースキー場	芝	R2. 12. 8	—	0. 05	—	0. 04
その他						
竜川河川公園	芝生	R2. 12. 9	—	0. 03	—	0. 04
矢櫃公民館	舗装	R2. 12. 8	—	0. 04	—	0. 05
横欠公民館	舗装	R2. 12. 9	—	0. 03	—	0. 03
バイオマスパワーしずくいし	砂利	R2. 12. 9	—	0. 03	—	—

※基準点の測定値は、敷地の中心での測定です。

※局所的に高かった地点の最大値は、各施設の軒下等の最大値です。

(雫石町役場での測定)

測定場所	測定月	測定延べ日数	測定値 (単位: $\mu\text{Sv}/\text{時}$)								
			1 m			50 cm			5 cm		
			平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大
雫石町役場	R2. 4	1	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04
	R2. 5	1	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
	R2. 6	1	0.03	0.03	0.03	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04
	R2. 7	1	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04
	R2. 8	1	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
	R2. 9	1	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
	R2.10	1	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
	R2.11	1	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04
	R2.12	1	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04
	R3. 1	1	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
	R3. 2	1	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04
R3. 3	0	測定器検査のため検査実施なし									

※文部科学省・厚生労働省による屋外活動の制限の指標 $3.8\mu\text{Sv}/\text{時}$ 、さらには、放射線量低減策を実施する場合の指標 $1\mu\text{Sv}/\text{時}$ を下回っています。

※年間線量は、文部科学省・厚生労働省による次の算出方法に基づき算出したものです。

(年間線量) $\text{mSv}/\text{年} = [(\text{測定値})\mu\text{Sv}/\text{時} \times 8 \text{時間} + (\text{測定値})\mu\text{Sv}/\text{時} \times 0.4 \times 16 \text{時間}] \times 365 \text{日} \div 1000$
 1mSv (ミリシーベルト) は、 $1000\mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト) となります。

※自然放射線から受ける外部線量の世界平均は、 $0.87\text{mSv}/\text{年}$ です。

※令和3年3月は、測定器のメンテナンスのため、測定していません。

【放射性物質測定結果】 測定結果の () 内は、検出限界値

参考資料 表- 17 水道水

採水場所	採水日	測定値 (単位: Bq/kg)			測定主体
		ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137	
玄武水源	R2. 7. 16	不検出 (<0.7)	不検出 (<0.8)	不検出 (<1.0)	雫石町
高倉浄水場	〃	不検出 (<0.8)	不検出 (<0.7)	不検出 (<0.9)	
西部水源	〃	不検出 (<0.9)	不検出 (<0.8)	不検出 (<1.0)	
極楽野浄水場	〃	不検出 (<0.8)	不検出 (<0.8)	不検出 (<0.6)	
橋場浄水場	〃	不検出 (<0.8)	不検出 (<0.8)	不検出 (<0.8)	
矢用第1水源	〃	不検出 (<0.8)	不検出 (<0.6)	不検出 (<0.7)	
矢用第3水源	〃	不検出 (<0.8)	不検出 (<0.9)	不検出 (<0.9)	
盆花第1水源	〃	不検出 (<0.9)	不検出 (<0.6)	不検出 (<1.0)	
盆花第2水源	〃	不検出 (<0.8)	不検出 (<0.7)	不検出 (<0.8)	
中央浄水場着水井	〃	不検出 (<0.9)	不検出 (<0.6)	不検出 (<1.0)	
鶯宿水源	R2. 7. 21	不検出 (<0.8)	不検出 (<0.8)	不検出 (<0.9)	
大村地区簡易水道水源	R2. 7. 16	不検出 (<1.0)	不検出 (<0.8)	不検出 (<0.9)	

※水道水中の放射性物質に係る指標は 放射性セシウム $10\text{Bq}/\text{kg}$ です。

参考資料 表- 18 野菜類

試料名 (栽培方法)	採取場所	測定日	測定値 (単位 : Bq/kg)		測定主体
			セシウム 134	セシウム 137	
レタス	長山	R2. 6. 9	不検出 (<10)	不検出 (<10)	雫石町
サツマイモ	雫石地区	R2. 10. 30	不検出 (<10)	不検出 (<10)	
エダマメ	雫石地区	R2. 10. 30	不検出 (<10)	不検出 (<10)	

※食品衛生法上の基準値は、放射性セシウム 100Bq/kg です。

参考資料 表- 19 穀類

品目	採取場所	採取日	測定値 (単位 : Bq/kg)		測定主体
			セシウム 134	セシウム 137	
米	町内	R2. 10. 5	不検出 (<1.5)	不検出 (<0.99)	岩手県
秋そば	町内	R2. 10. 9	不検出 (<1.4)	不検出 (<1.3)	

※食品衛生法上の基準値は、放射性セシウム 100Bq/kg です。

参考資料 表- 20 大豆

品目	採取場所	採取日	測定値 (単位 : Bq/kg)		測定主体
			セシウム 134	セシウム 137	
大豆(露地)	町内	R2. 11. 13	不検出 (<1.1)	不検出 (<1.4)	岩手県

※食品衛生法上の基準値は、放射性セシウム 100Bq/kg です。

参考資料 表- 21 牛肉

品目	令和2年度 測定頭数	測定値 (単位 : Bq/kg)		測定主体
		セシウム 134	セシウム 137	
牛肉	355 頭	不検出 (<15)	不検出 (<10)	岩手県
牛肉	1 頭	不検出 (<15)	14.4	岩手県
牛肉	1 頭	不検出 (<15)	11.5	岩手県
牛肉	1 頭	不検出 (<15)	10.7	岩手県
牛肉	1 頭	不検出 (<15)	11.5	岩手県
牛肉	1 頭	不検出 (<15)	12.2	岩手県

※食品衛生法上の基準値は、放射性セシウム 100Bq/kg です。

参考資料 表- 22 山菜類

品目	採取場所	採取日	測定値 (単位: Bq/kg)		測定主体
			セシウム 134	セシウム 137	
ワラビ【野生】	町内	R2. 5. 6	不検出 (<4. 9)	不検出 (<5. 4)	岩手県
クサソテツ(コゴミ)【野生】	町内	R2. 4. 21	不検出 (<6. 3)	不検出 (<5)	岩手県

※食品衛生法上の基準値は、放射性セシウム 100Bq/kg です。

参考資料 表- 23 野生きのこ

品目	採取場所	採取日	測定値 (単位: Bq/kg)		測定主体
			セシウム 134	セシウム 137	
マスダケ	橋場	R2. 9. 28	不検出 (<10)	不検出 (<10)	雫石町

※食品衛生法上の基準値は、放射性セシウム 100Bq/kg です。

参考資料 表- 24 菌床しいたけ

採取場所	採取日	測定値 (単位: Bq/kg)		測定主体
		セシウム 134	セシウム 137	
町内	R2. 12. 1	不検出 (<4. 30)	不検出 (<4. 40)	岩手県

※食品衛生法上の基準値は、放射性セシウム 100 Bq/kgです。

【資源循環】

参考資料 表- 25 ごみの排出量

(環境対策室)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人口(人)	18,449	18,251	18,054	17,675	17,498	17,250	17,094	16,865	16,586	16,263	15,968
1人1日当たり排出量	946	976	1,008	1,002	992	1,035	1,048	1,079	1,086	1,115	1,096
ごみ排出量(t)	6,092	6,208	6,381	6,167	6,040	6,190	6,182	6,252	6,197	6,235	6,042
集団回収量(t)	280	291	259	298	298	345	357	390	380	382	348
〃(集団資源回収を含む)・・a	6,372	6,499	6,640	6,465	6,338	6,535	6,539	6,642	6,577	6,617	6,390
資源化量(t)・・b	1,676	1,734	1,624	1,674	1,619	1,794	1,592	1,766	1,696	1,718	1,597
リサイクル率(%)・・b/a	26.3	26.7	24.5	25.9	25.5	27.5	24.3	26.6	25.8	26.0	25.0

ごみ排出量(a) = 分別収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

資源化量 = 分別収集 + 給食残渣 + 集団回収 + 廃食用油 + メタル・スラグ回収

リサイクル率 = 資源化量 / ごみ排出量

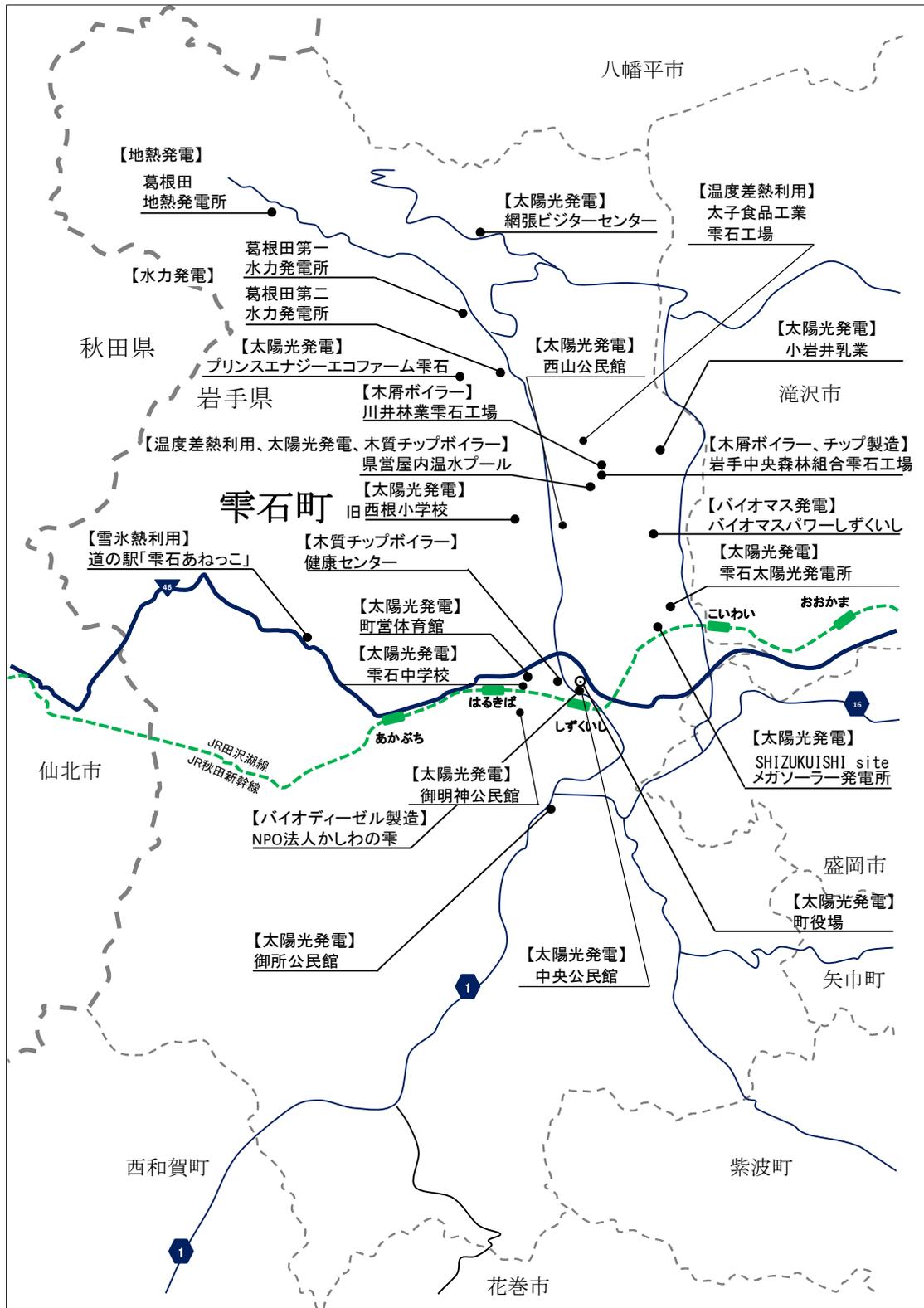
【再生可能エネルギー】

参考資料 表-26 町内の再生可能エネルギー施設（住宅用を除く）

種別		施設名称	事業者	出力 (kW)	導入年度
太陽光発電		網張ビクターセンター	国	10	H16
		県営屋内温水プール	岩手県	20	H11
		小岩井乳業（株）	小岩井乳業（株）	10	H7
		町営体育館	雫石町	10	H21
		旧西根小学校	雫石町	10	H21
		雫石町役場	雫石町	20	H25
		御所公民館	雫石町	10	H25
		中央公民館	雫石町	15	H26
		西山公民館	雫石町	10	H26
		御明神公民館	雫石町	10	H27
		雫石中学校	雫石町	49.9	H29
		SHIZUKUISHI site メガソーラー発電所	PVP JAPAN（株）	994	H25
		プリンスエナジー エコファーム雫石	（株）プリンス ホテル	1,300	H26
		雫石太陽光発電所	雫石太陽光発電 合同会社	25,000	H28
地熱発電		葛根田発電所1号	東北電力（株）	50,000	S53
		葛根田発電所2号	東北電力（株）	30,000	H7
水力発電		葛根田第1発電所	東北電力（株）	10,500	S28
		葛根田第2発電所	東北電力（株）	5,100	S28
温度差熱利用		県営屋内温水プール 地中熱ヒートポンプ	岩手県	200	H18
		太子食品工業雫石工場 排熱回収ヒートポンプ	太子食品工業株式 会社	180	H22
雪氷熱利用		道の駅「雫石あねっ こ」 そば打ち体験施設	雫石町		H13
バイオ マス 熱利用	チップ ボイラー	県営屋内温水プール	岩手県	500	H18
		健康センター	雫石町	100	H22
	木屑 ボイラー	川井林業雫石工場	（有）川井林業	約1,300	H21
バイオマス 発電		バイオマスパワー しずくいし	（株）バイオマス パワーしずくいし	250	H17
バイオ マス 燃料	バイオデ ィーゼル	雫石町福祉作業所 かし和の郷	NPO かし和の雫	H24年度年実 績約12,500L	H19

参考資料 図5 町内の新(再生)エネルギー導入施設マップ

(雫石町新エネルギービジョン)



(参考資料2) 環境基準等

国では、環境保全行政上の目標として、「環境基本法」または「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を次のとおり定めています。

なお、この*環境基準を維持するために、国は「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」や「騒音規制法」などで工場等からの「排出規制」をしています。また、岩手県では、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定して、法では環境基準を守られない事項について補完する規制をしています。

【大気汚染に係る環境基準】

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く）をいう。

【有害大気汚染物質に係る環境基準】

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

【微小粒子状物質に係る環境基準】

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

【ダイオキシン類に係る環境基準】

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

【ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準】

媒体	基準値	測定方法
大気	$0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	$1\text{pg-TEQ}/\ell$ 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
土壌	$1,000\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- 備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が $250\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

【水質汚濁のうち人の健康の保護に関する環境基準】

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- 備考
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

【水質汚濁のうち生活環境の保全に関する環境基準】

1. 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)

4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB発酵管に移植し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小値を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2. 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

(ア) 全窒素、全燐以外の項目

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産
生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐

I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ウ) 全亜鉛

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/以下

に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域			
---	--	--	--

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- 備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格

K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

【土壌の汚染に係る環境基準】

項目	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1リットルにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1リットルにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1リットルにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。

- 備考 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、

0.01mg、0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

【騒音に係る環境基準】

地域類型		基準値		
	当てはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼間(午前6時から午後10時)	夜間(午後10時から翌日の午前6時)
AA	特に静穏を要する地域		50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	主として住居のように供される地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等のように供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下
		車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m	70デシベル以下	65デシベル以下
		2車線を超える道路の端から20m	備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋外へ透過する騒音に関する基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

- (注) 1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2. 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

【放射線の空間線量率の指標】

文部科学省・厚生労働省による屋外活動の制限指標：3.8 μ Sv/時

国の通知では、学校において児童生徒等が受ける線量については、原則1 mSv /年 以下とし、これを達成するため、50 cmの高さ（中学校以上においては1 m）において、1 μ Sv/時 以上の場所の除染を行う目安としています。雨どいの下など局所的に空間線量率が1 μ Sv/時を超えることがあっても、屋外活動を制限する必要はありませんが、児童生徒等がより安全に安心して学校生活を送ることができるよう、岩手県では除染の補助対象数値を高さによらず1 μ Sv/時とし、速やかな除染作業を行うこととしています。

汚染状況重点調査地域の指定

その地域の平均的な放射線量が1時間当たり0.23 μ Sv以上の地域

(参考)「放射線量が1時間当たり0.23 μ Sv」の考え方

放射線量が1時間当たり0.23 μ Svの場合における、年間の追加被ばく放射線量は1mSvにあたる。

- 0.23 μ Svの内訳
 - ・自然界（大地）からの放射線量
 - ※1：0.04 μ Sv
 - ※2：事故による追加被ばく放射線量：0.19 μ Sv
- 1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定
 - 1時間当たり0.19 μ Sv \times （8時間 + 0.4 \times 16時間） \times 365日 = 年間1mSv
 - ※1：通常のシンチレーション式サーベイメータでは宇宙からの放射線はほとんど測定されない
 - ※2：文部科学省「学校において受ける線量の計算方法について」（平成23年8月26日）より計算

【放射性物質の基準等】

放射性物質規格基準 食品衛生法（2012.4.1施行）24.3.15厚生労働省告示第130号

	放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137の総和）	Bq/kg
飲料水	ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水）	10
	飲用茶（茶を原料とする清涼飲料水及び飲用に供する茶※1）	10
牛乳	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第1項に規定する乳及び同条第40項に規定する乳飲料	50
乳児用食品	乳児の飲食に供することを目的として販売する食品	50
一般食品	上記以外の食品※2	100

※1 飲用に供する茶については、原材料の茶葉から浸出した状態に基準値を適用。

※2 乾しいたけ、乾燥わかめなど原材料を乾燥し、通常水戻しをして摂取する乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜については、原材料の状態と水戻しを行った状態に基準値を適用。また、食用こめ油の原材料となる米ぬか及び食用植物油脂の原材料となる種子については、原材料から抽出した油脂に基準値を適用

一部の食品について、下記のとおり経過措置を設ける。

- i 平成24年3月31日までに製造、加工又は輸入された飲料水、牛乳及び乳製品は200Bq/kg、それ以外の食品は500Bq/kgを超えて含有されるものではあってはならない。
- ii 米及び牛肉は平成24年9月30日まで500Bq/kgを超えて含有されるものではあってはならない。
- iii 大豆は平成24年12月31日まで500Bq/kgを超えて含有されるものではあってはならない。
- iv 米及び牛肉を原材料として平成24年9月30日までに製造、加工又は輸入された食品は500Bq/kgを超えて含有されるものではあってはならない。
- v 大豆を原材料として平成24年12月31日までに製造、加工又は輸入された食品は500Bq/kgを超えて含有されるものではあってはならない。

放射性物質飼料等基準

平成23年8月1日農林水産省

		暫定許容値
肥料		400 Bq/kg (製品重量)
土壌改良資材		400 Bq/kg (製品重量)
培土		400 Bq/kg (製品重量)
家畜用敷料		400 Bq/kg (製品重量)
飼料	牛 (2012. 2. 3～)	100 Bq/kg (粗飼料は水分含量8割ベース、その他飼料は製品重)
	豚 (2012. 4. 1～)	80 Bq/kg (製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)
	家きん (2012. 4. 1～)	160 Bq/kg (製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)
	馬 (2012. 4. 1～)	100 Bq/kg (粗飼料は水分含量8割ベース、その他飼料は製品重)
	養殖魚 (2012. 4. 1～)	40 Bq/kg (製品重量)

きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値

当面の指標値 (放射性セシウムの濃度の最大値) (2012. 4. 1～)

- (1) きのこ原木及びほだ木 50 Bq/kg (乾重量)
- (2) 菌床用培地及び菌床 200 Bq/kg (乾重量)

調理加熱用の薪及びの当面の指標値 (平成23年11月2日林野庁)

(放射性セシウムの濃度の最大値)

- (1) 薪 40 Bq/kg (乾重量)
- (2) 木炭 280 Bq/kg (乾重量)

薪ストーブなどの小規模な家庭用暖房機器に使用する薪の当面の指標値

放射性セシウム濃度の最大値 40 Bq/kg (乾燥重量)

水田土壌中放射性セシウム濃度の上限

セシウム 5000 Bq/kg

(参考資料3) 雫石町環境審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	役 職
識見を有する委員	小野田 敏 行	岩手大学保健管理センター	教授・センター長
〃	齊 藤 貢	岩手大学理工学部	准教授
〃	前 田 武 己	岩手大学農学部	准教授
〃	大 西 尚 樹	国立研究開発法人 森林研究整備機構 森林総合研究所 東北支所	チーム長 動物生態遺伝担当
〃	鎌 田 徹	小岩井農牧株式会社 経営企画室	室長
〃	三 浦 雄 二	東北電力株式会社 葛根田地熱発電所	所長
団体の代表者	中 川 真理子	雫石町婦人会	会長
〃	外 村 利 明	新岩手農業協同組合 雫石支所	支所長
関係行政機関の職員	川 村 裕 二 (R2) 三浦 史人	盛岡広域振興局 保健福祉環境部	環境衛生課長
〃	八 重 樫 満	岩手県 環境保健研究センター	副所長

※令和2年度雫石町環境審議会

令和3年3月19日(金) 午後2時から

雫石町総合福祉センター 研修室

(参考資料4) 用語集

難解な用語については、雫石町環境基本計画書の巻末に「用語集」がありますが、計画策定後の新たな用語について記載しています。

用語 1【ダイオキシン濃度】

ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、PCDDのうち2と3と7と8の位置に塩素の付いたもの(2,3,7,8-TCDD)がダイオキシン類の仲間の中で最も毒性が強いことが知られています。

そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、合計した影響を考えるための手段が必要です。

そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数が用いられています。多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数(TEF: Toxic Equivalency Factor)を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値(通常、毒性等量(TEQ: ToxicEquivalent))という単位で表現)が用いられています。

(環境省パンフレット)

用語 2【水洗化率】

下水道等(公共下水道、農業集落排水、浄化槽)によるトイレ水洗化人口÷総人口

なお、平成27年度の環境基本計画の見直しにより、「下水道等普及率」は下水道等が整備された地域の人口の割合から、実際に使用している人口に割合に改めました。

(雫石町第二次総合計画)

用語 3【放射線・放射能・放射性物質】

「放射線」は物質を透過する力を持った光線に似たもので、アルファ(α)線、ベータ(β)線、ガンマ(γ)線、エックス(X)線、中性子線などがあります。「放射線」を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」といいます。

懐中電灯に例えてみると、光が放射線、懐中電灯が放射性物質、光を出す能力が放射能にあたります。

(岩手県パンフレット)

用語 4【放射能などの単位】

- ・放射能: ベクレル(Bq) …放射能の強さ(1秒間に原子核が崩壊する数)を表す単位
 - ・放射線量: シーベルト(Sv) …放射線によってどれだけ人体に影響があるかを表す単位
- 単位で使われる「ミリ」は千分の1、「マイクロ」は百万分の1を表します。

(岩手県パンフレット)

用語 5【放射能などの測定方法】

・放射能: NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレーション検出器付きの簡易型測定器かGe(ゲルマニウム)半導体検出器付きの精密測定器で測定します。いずれも自然放射能の影響を除くため、固定式の鉛容器内で測定します。

・放射線量: 主にサーベイメータという携帯型の測定器で測定します。自然放射線と人工放射線を合せた数値が表示されます。

用語 6【自然放射線】

私たちは、普段から放射線を浴びています。たとえば、食物や大気には、普段から放射性物質(カリウム40やラドンなど)が含まれています。そのほかにも、宇宙や大地から放射線を受けています。これらを「自然放射線」と呼びます。

(岩手県パンフレット)

用語 7【環境保全型農業直接支払交付金事業】

農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっています。このため、農林水産省は、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を行っています。対象は化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組とカバー cropping(5割以上低減する取組の前後のいずれかに緑肥等を作付)またはマルチリビング(5割以上低減する取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付)を組み合わせた取組などです。

用語 8【再生可能エネルギー】

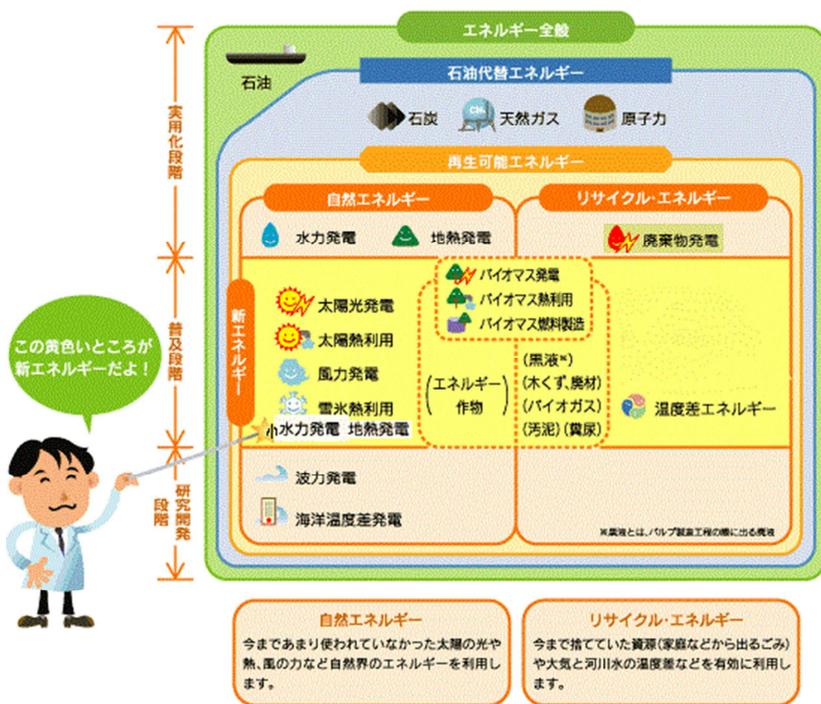
有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。

具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。（EIC ネット）

用語 9【新エネルギー】

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」（1997）で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コジェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。2002年の同法改正により、新たに食品廃棄物や廃材などを発電に利用する「バイオマス」と雪や氷を活用する「雪氷冷熱」の2つが加えられたとともに、廃プラによる廃棄物発電は対象から外された。（EIC ネット）

また、2008年の同法改正により、小水力発電（1000kW以下）と地熱発電（バイナリ型）が追加されるとともに、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コジェネレーション、燃料電池などの新しい利用形態エネルギーが対象から外された。（(財)日本電気工業会）



(新エネルギー財団のHPを一部修正)

用語 10【永続地帯】

「永続地帯」とは、再生可能エネルギーと食糧の生産量が、その地域でのエネルギーと食糧の消費量を、計算上上回っている地域を示す指標です。千葉大学公共研究センターと、NPO 法人環境エネルギー政策研究所（ISEP）は、2005年より、共同で、永続地帯研究に取り組んでいます。

(EIC ネット)

用語 11【太陽光発電施設】

「太陽光発電」とは、太陽からのエネルギーである太陽光を太陽電池（ソーラーパネル）で直接電力にかえる仕組みです。再生可能エネルギーである太陽エネルギーの利用方法の1つです。

町内施設では、役場庁舎、中央公民館、御所公民館、西山公民館、御明神公民館、町営体育館に、蓄電池付きの太陽光発電設備を整備しています。日中は、太陽のエネルギーによる発電電力を

利用するとともに一部を蓄電し、夜間に利用しています。

(雫石町新エネルギービジョン)

用語 12【チップボイラー】

木質チップを直接燃焼させて熱を作り、暖房や給湯に利用します（バイオマス熱利用）。町内では、保健センターや県営屋内温水プールでチップボイラーが利用されています。

(雫石町新エネルギービジョン)

用語 13【BDF】

バイオディーゼル燃料

町内では、廃食用油からディーゼル・エンジン用燃料が福祉作業所「かし和の郷」で製造されています。

(雫石町新エネルギービジョン)

用語 14【クリーンエネルギー導入促進事業】

雫石町では、平成24年度から環境負担の少ない、自然と調和した循環型社会を形成するため、市民のクリーンエネルギー設備導入に対し、補助金を交付しています。

- 対象設備
- ・木質燃料燃焼機器設備（薪ストーブなど）
 - ・太陽光発電設備
 - ・太陽熱利用設備
 - ・蓄電池設備

(雫石町新エネルギービジョン)

用語 15【グリーンニューディール基金事業】

再生可能エネルギー等導入推進基金事業（環境省） 実施期間：3年間（26年度から28年度まで）

〈事業概要〉東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に、防災・減災への取組を柱とする「強靱な国土整備」と、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く、低炭素な地域づくり」が国を挙げての課題となっている。

このため、再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金制度）を活用し、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等において、災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保するために、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援する。

〈対象事業〉再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進することに資する事業であって、以下に該当する事業

- [1] 地域資源活用詳細調査事業
- [2] 公共施設再生可能エネルギー等導入事業
- [3] 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業
- [4] 風力・地熱発電事業等導入支援事業

(環境省HPを一部修正)

用語 16【放射性セシウム】

セシウムは、放射線を出す能力(放射能)を持つ放射性物質の一種。再処理工場や原子力発電所といった原子力施設周辺で監視されている放射性物質の一つに放射性セシウムがあります。セシウムは核分裂によって生成される主な放射性物質であり、セシウム137の半減期は約30年と比較的長いため環境中に放出されると長期間にわたって存在することがその理由です。放射性セシウムは環境中を様々な形態・経路で動きますが、その一部は飲料水や農畜産物などを通して人体に入り、放出される放射線によって被ばくすることになります。2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故では、放射性セシウムによる土壌と農作物の汚染が深刻な問題となりました。

(排放射線物質影響調査(青森県)HPより抜粋)